

前出損益計算表は、營業直接の損益に就き計算したるものなるが故に、素より此表は此營業全般に關する損益勘定に非ず、而て此損益表は假りに買入れたる食料品及び酒類を以て全部消費したるものとし計算したれど、若し右買入品に遺残りあれば之れを差引き計算すべし。

計表ノ取扱

以上旅館營業に應用したる表記式の諸計表は、何れも日々に其表を新たに作る仕組なれど、また計表の組織によりては、毎月一回若くは一年一回之れを新たに作るものもあり、而して此種の計表は其組織の如何、計表の大小によりて、或は之れを木板に貼附して机上に置き、或は之れを帳場の壁間の貼附して、其都度一々記入し、月末若くは會計期末至れば之れを勘定して、既に勘定済となりたるものは、便宜の方法により之れを保存すべし。

## 組 織 篇

### 第一章 帳簿組織

#### 第一節 帳簿ノ組織

帳簿設備ニ  
就テ注意

帳簿は會計顛末の備忘録にして營業の歴史なり、帳簿は營業の寒暖計にしてまた晴雨計たらしむべきものなり、帳簿は業務の帳簿にして資本主若くは營業主の漫りに私すべきものにあらざるなり、帳簿は書くを以て目的とせず見るを以て主眼とするものなり、帳簿は營業の監督者となりて常に當事者に注意を與へ執務に遺憾ならしむるを期すものなり、故に帳簿は營業そのものゝ爲めに明確に記帳し信用を鞏固ならしむる様、帳簿の設備に注意すべきこと勿論なり。

商法ノ規定

之れに加へ、我商法は總則の商業帳簿に左の規定を設けて、商業帳簿に



關する責任を明かにす。

第廿五條 商人は帳簿を備へ之に日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整然且明瞭に記載することを要す但家事費用は一箇月毎に其總額を記載するを以て足る。

小賣の取引は現金賣と掛賣とを分ち日々の賣上總額のみを記載することを得。

第廿六條 動産、不動産、債權、債務其他の財産の總目録及び貸方借方の對照表は商人の開業の時又は會社の設立登記の時及び毎年一回一定の時期に於て之を作り特に設けたる帳簿に之れを記載することを要す

財産目録には動産、不動産、債權其他の財産に價額を附して之を記載することを要す其價額は財産目録調製の時に於ける價額に超ゆることを得ず。

第廿七條 年二回以上利益の配當を爲す會社に在りては毎配當朝に前條の

規定に従ひ財産目録及び貸借對照表を作らざることを要す

第廿七條ノ二 裁判所は申立に因り又は職權を以て訴訟の當事者に其商業帳簿の提出を命ずることを得

第廿八條 商人は十箇年間其商業帳簿及び其營業に關する信書を保存することを要す

前項の期間は商業帳簿に付ては其帳簿閉鎖の時より之を起算す

右の外商法は尙ほ種々の場合に帳簿に關する規定を設け、また破産宣告を受けたる債務者が帳簿を毀滅し若くは變造して詐欺破産となり、また帳簿を秩序なく記載し藏匿し毀滅し又は全く記載せずして過怠破産となる規定あるが故に、法律規定の責任上帳簿の設備はまた忽せにすべからざるものとす。

斯の如くに帳簿は其營業經濟の上より、一日も其設備を忽せにすべからざると同時に、法律規定上其取扱を大切にすべきものなり、故に營業帳簿は其營業の性質範圍を考へ、また其會計組織の如何を考へ、簡易にして明



確なる帳簿組織を爲さざるべからず、然れども其組織を簡易ならしめんか勢ひ明確を欠く虞れなしとせず、然れば其組織を明確にせんか恐らくは簡易なる能はざるを如何せん、良法は必ずしも便法にあらざる故に、其業務に適應する好箇の組織を得る蓋し容易のものにあらず。

普通商人ノ  
帳簿觀

今日、普通商人の帳簿觀を察するに、其多くは金銭出入帳を第一に大切とし、當座帳大幅帳之れにつき、仕入帳賣上帳また之れに次ぐが如し、營業組織の簡易なる時代にあつては、斯の如く現金の出入賣掛の現況を知りて、更に仕入賣上の差引勘定により諸損益の大体を認めれば、或は満足するを得たるも、以上は唯會計の一部分にして會計の一切にあらざるが故に、賣買並に之れに直接關係の帳簿のみを以て、會計の全般を計理する能はざるは、之れを了解すること敢て難しとせず。

帳簿改良ノ  
必要

然れば商人は一般に其帳簿の不備を曉ると同時に、益々迫まり來たる生活難と營業難は、家事營濟と營業經濟との區別に注意せしめ、營業の現況を見て將來を考ふるに留意し、漸く帳簿改良の聲を高めたりと雖も、其多

くは帳面の改良にして帳簿の改良にあらず、故に各帳簿は相互の連絡を欠きて徒らに帳簿の數を増加し、或は重複の記帳に勘定を混淆せしめ、或はこれら帳簿の増加重複の記帳によりて常に記帳を遅延せしむる等、種々の不都合を醸すに至る。

帳簿組織ノ  
必要ノ條件

帳簿の組織は帳簿それ自身の目的を主として成るものと雖も、之れを組織するに當りては可成的手數少なくして多くの記帳者を煩はさざる様にすること一條件なり、また帳簿は相互に率制して事務に關係する人々の奸計詐術を防ぎ營業を確實ならしむるも一條件なり、また帳簿は豫め諸勘定に誤謬脱漏の出來ざる様仕組み、萬一之れありとするも直に發見し易からしむるも一條件なり、また帳簿は其記入と共に之れが檢閲にも多くの時間と勞力とを費やさしめざるも一條件なり、また帳簿は正直に記入するは勿論にして何人にも直に解し易く疑なき様記入の方法を容易ならしむるも一條件なり、また帳簿は緊要なるものは之れを重立ちたる人の外取扱はしめざる如き慣例を參考にするも一條件なり、また帳簿は記帳者にのみ取扱は



し實務に關する者と區別するも臨時の一條件なり。

斯の如く帳簿に注意すべき條件を擧ぐれば、尙ほ記すべきもの多しと雖も、これらは會計法によりて會計の組織制度を定め、帳簿の組織は此基礎の上に形造らるゝものなるが故に、帳簿組織の困難と云ふは即ち會計組織及び會計制度設定の困難と云ふを得べし、然れば帳簿組織を知らんとする者は、先づ會計法の研究より始めざるべからず、かの事業の性質及び業務の歴史等を無視して帳簿を組織し、若くは帳簿の改良を企つる者は、全く本末を謬りたるものなり。

## 第二節 帳簿の取扱法

帳簿ノ製本

帳簿は帳場を裝飾する器物にあらず、背革金文字は會計の正確を證明する合印にはあらざるなり、帳簿は會計顛末の記録たる任を盡し得ば、用紙の日本紙たると西洋紙たるとを問はず、製本の日本風なると西洋風なるとを論ぜざるなり、また其帳簿が綴合せなると分離式なるとに關せざるもの

帳簿ノ設備  
方法

なり、之れを要するに帳簿は日々之れを開閉して其取扱ひ頻繁なると、記入済になりたる帳簿は後日の爲め保存すべきことを考へ、其用紙裝釘等に注意すれば可なり。

帳簿は日記帳の如く一冊なるあり、また取引先大帳の如く便宜地方別に於て數冊にする場合あり、また洋紙の西洋綴を可とするあれば、日本紙の日本綴を便利とする帳簿もあり、また元帳及び主要帳簿は之れを綴合式にするを可とし、補助帳簿には分離式を實際に便利とするあり、或は會計傳票を直ちにルーズリーフ式にするあれば、物品の出入にタビユラーシステムを採用するあり、要は其帳簿の用途によりて、それぞれ帳簿の製本を考ふべきものとす。

帳簿は之れを製本するに、一ヶ月一冊にするあり、半季一冊若くは一年一冊にするあり、また分離式帳簿の如く一枚一枚より成り離合自在なるものあり、是等は在來の振合ひを考へ、紙數に過不足なき様準備して製本装置に注意し、且つ帳簿の大小等も同種類のものに常に一定せしめて、日



## 會計ノ傳票

々の取扱ひ及び永年の保存上に都合よき様考ふべし。

會計の傳票は記帳の基礎となるもの故に、會計帳簿と同様に其取扱方に注意し、日々若くは月々其會計の成規により之れを綴込みとなし、それるれ表紙等を附して檢出に便ならしむべし、また傳票に收入支出等の別あるものは、一見之れを認め易き様、其用紙若くは其印刷等と區別し、記入済みの傳票また其收支若くは振替の區別により綴込み置くべし。

## 附屬書類

次に會計の傳票に附屬する書類は、傳票番號と同番號を附し、或は記帳の年月日等を捺印して、之れを會計の傳票若くは帳簿と引合すに便利なる様整理し置くべし、殊に此會計に附屬せしむる書類は多く實際の證據なるが故に、其取扱ひ其保管等は充分に注意して、會計上に失錯を醸させざる様注意すること勿論なり。

## 分離式ニ關スル設備

カード式及びルーブリック式に關する設備は、近年大に進歩してカードの容器及ルーブリックの紙挟みは、其製作も堅牢に体裁も見るべきもの多くなりたれど、タビュラーシステムは世に之れを知る者少なきと共に、其

設備用法の研究少きに似たり、而て此式によれる或ものは之れを帳簿とすれど、之れを一枚一枚の表として取扱ふものは、其用法により適當なる設備方法を講じ、之れを簡便に**扱取**ひまた之れを安全に保管すべし。

今試に此タビュラーシステムの設備に就き、普通一般に要すべき方法の一二を擧げんか、常に机上に置き取引を記入する表の爲めには、之れに應じたる挟み板を作りて使用に便ならしめ、壁間に掲ぐるもの、爲めには、表を破毀せざる様に押へ板を作るか若くは安全なる留針を用ひ、また既に記入済となりたる計表の爲めには、檢出に便なる容器を作りて茲處に保管せしむる等は、何れも欠くべからざる用意なりとす。

## 分離式ノ整理

總じて、カード式、ルーブリック式、又はタビュラーシステムに關する設備は、現在使用中はよく之れを整理するも、既に記入済使用済となりたるものは、其保管の方法も保存の方法も完全ならず、之れを實地に就て見る其紙片の散亂して、或は紛失の虞なきやの疑ひを生せしむること多し、これらは會計傳票等の如く記入使用済となりたるものは、漸次牢堅なる表



帳簿ノ取扱

紙を附して、それぞれ保管保存の道を講じ置くべし。

帳簿は其簿冊の背面に帳名、番號、年月日を記して檢出の便に供すべし、而て帳簿はまた常に取扱の多きものと少なきものとを區別し、また現在記帳簿中にあるものと、記帳終り使用済みとなりたるものとを區別して帳簿の出し入れ及び取扱上の便利を圖るべし、次に帳簿の取扱は丁寧にする事勿論にして、また毎日事務終れば、帳簿はすべて之れを指定せられたる安全の倉庫に納め、また非常持出し等の方法も豫め之れを定めて、萬一の場合に備へざるべからず。

帳簿ノ整理  
保管

尙ほ既に結算済みとなりたる帳簿は、安全なる一定の場所に、帳簿別番號順を以て排列し、且つ年月の順序に保存して一目し易からしめ、若し引合せ等の必要ありて之れを取出したる時は、使用済の上必ず以前の位置に戻しをくべし、萬一冊にても此整理を怠る時は、爾來引續きて不整理を來たし、終には喪失あるも之れを發見する能はざるに至るべし。

## 第二章 元帳

### 第一節 普通ノ元帳

會計に要する帳簿は種々ありと雖も、元帳は帳簿のすべてにして會計の主腦なり、故に會計組織の單純なるものは、敢て他の帳簿の補助を須たず、元帳一冊にて一切の會計を明白にするを得るものなり、茲に掲ぐる仕組は、此元帳一冊にて一切の會計を計理する方法を示めすが爲め、普通の元帳形式を用ひたり、而て之れが記入は普通の受渡仕譯によりて作成したる會計傳票よりするも、また全く傳票を用ひず直ちに取引の實際を仕譯けて記入するも、そは其會計の如何により其何れを採用するも可なり、此仕組による元帳記入は、別に之れを補助する帳簿なきが故に、取引の記事は可成的明細に記入すべしと雖も、或科目に明細記入したるものは、之れに對する科目の記事は其大体記入に止めて可なり。

元帳一冊ノ  
計理



右組織ニ就テ注意

此種の元帳は日記帳との關係なきが故に、日記帳と引合せの爲めに設けたる日丁の欄を廢し、之れに代ゆるに其科目に對する科目の元帳丁數を記入する欄を設け、また傳票を用ふる所にあつては、傳票番號を記入する欄を設くべし、また茲に示めしたるは、單純なる元帳形式によりたるものなれど、營業の都合によりては、帳簿篇第三章元帳の形式に説きたる形式中より其一を取り、斟酌加減すべし。

次に此種の元帳を使用するに當りて注意すべきは、常に記入に遺漏なき様することにして、之れを檢算する爲めに時々試算表を作りて、其正否を判定すること肝要なり、而て傳票を添へ用ふるものは、此試算表の結果を傳票の會計と容合はせ、更に誤謬なきを期すべし、要するに此種の元帳は他の帳簿を省きて手續を簡略にするものなれば、他の帳簿に要する凡ての注意を、此一冊の元帳に拂ひて注意の上に注意すべきものとす。

例題

- 例題 大正元年八月 東京市深川 森田製作所
- 一日 現金三萬圓也元入 (金錢||資本)

同日 第一銀行へ現金二萬五千圓也當座預ス (當預||金錢)

五日 製造材料及ビ石炭類買入レ代金二千五百圓也小切手〇一一號ニテ仕拂フ (貯藏品||當預)

六日 工場及ビ器械類ヲ有形ノ儘ニテ長谷川愛吉ヨリ讓受ケ本日登記濟トナル、代金三千五百圓也ノ内金二千圓也現金ニテ仕拂ヒ殘金ハ來ル十月卅日限返済ノ擔保付借金證書ヲ差入ル (工場及器械類||金錢十擔保附借入金)

同日 工場へ材料及ビ石炭ヲ送付ス此金一千二百圓也 (半製品||貯藏品)

十日 工場敷地ヲ入江末太郎ヨリ買受ケ本日登記濟、代金六千圓也ノ内内金三千圓也小切手〇一二號ニテ代拂ヒ殘金ハ來ル十月仕拂ノ約束手形ニテ渡ス (工場及器械類||當預十仕拂口手形)

十五日 工場及ビ器械ノ修繕費ヲ仕拂フ現金二百五十圓也 (諸費||金錢)



廿日 工場ヨリ仕上製品此代金一千五十圓也販賣方ニ渡ス (製品  
|| 半製品)

廿五日 製品此代金八百圓也佐藤商店へ本月末日現金受取ノ約束ニラ賣  
渡ス (佐藤商店||製品)

廿八日 左ノ通り現金ヲ仕拂フ、本月分職工賃金五百二十圓也、工場諸  
雜用金拾五圓也、事務員給料其他店費金百拾五圓也 (半製品+事  
務費||金錢)

以上

科目ノ設定  
右取引の仕譯に第一の必要は科目の設定なり、然れども此科目の設定に  
就て最も深き研究を要するが故に、これは別卷新簿記法科目之研究に於て  
説明することとし、茲には此森田製作所の會計科目に、資本、金錢、當座  
預金、貯藏品、工場及器械類、擔保附借入金、半製品、製品、諸費、事務  
費、人名勘定の佐藤商店等あるものと假定し、之れによりて受渡を仕譯け  
記帳すべし。

財産調

次に右取引は假りに其月末に結算するものとし、結算準備の爲めに月末  
の實地調査をなしたる資産負債は左の如き結果ゆへ、差引き金二百圓の純  
利益を生じたるものとして結算したる元帳を次ぎに掲ぐ。

大正元年八月末日財産現在調

金錢	二一〇〇、〇〇〇	擔保附借入金	一五〇〇、〇〇〇
當座預金	一九五〇〇、〇〇〇	仕拂口手形	三〇〇〇、〇〇〇
貯藏品	一三〇〇、〇〇〇	資本	三〇〇〇〇、〇〇〇
工場及器械類	九五〇〇、〇〇〇	利益金	二〇〇、〇〇〇
半製品	九五〇、〇〇〇		
佐藤商店	八〇〇、〇〇〇		
製品	五五〇、〇〇〇		
	三四七〇〇、〇〇〇		三四七〇〇、〇〇〇

第二節 記帳



(1) 資

傳番	月	日	元	丁	受
*	8	31	殘高	～	現在資本高
					30200 —
					30200 —

(2) 金

傳番	月	日	元	丁	受
1	8	1	資本		現金元入
				1	30000 —
					30000 —

本 (1)

傳番	月	日	元	丁	渡
1	8	1	金 錢		現金元入
		31	損益	≡	純利益金資本～繰込△
				2	30000 —
				13	200 —
					30200 —

錢 (2)

傳番	月	日	元	丁	渡
2	8	1	當座預金		第一銀行～當座預入
4		6	工場及器械類		買入代金ノ内仕拂フ
7		15	諸 費		工場及器械類修繕費仕拂
10		28	半製品		半月分職工賃 520.—
					工場諸雜用 15.—
"		"	事務費		事務員給料及店賃
				7	535 —
				12	115 —
					27900 —
*		31	殘高	～	手許有金
				14	2100 —
					30000 —



(3) 當座

傳番	月	日	元・丁	受
2	8	1	2	25000 —
				25000 —

金錢 第一銀行へ當座預ス

(4) 貯藏

傳番	月	日	元・丁	受
3	8	5	3	2500 —
				2500 —

當座預金 製造材料及石炭買入

(5) 工場及

傳番	月	日	元・丁	受
4	8	6	2	2000 —
			6	1500 —
6		10	3	3000 —
			8	3000 —
				9500 —

諸口 長谷川愛吉ヨリ有形ノ儘買入  
現金ニテ支拂フ  
來十月卅日迄返済ノ借入金  
諸口 入江末太郎ヨリ敷地買受  
小切手ニテ仕拂フ  
來十月十日拂約手ニテ渡ス

預金 (3)

傳番	月	日	元・丁	渡
3	8	5	7	2500 —
		10	14	3000 —
				5500 —
*		31	14	19500 —
				25000 —

貯移品 製造材料及石炭代 No.011  
工場及器械類 工場敷地代ノ内No.012  
残高へ 現在預金高

品 (4)

傳番	月	日	元・丁	渡
5	3	6	7	1200 —
*		31	14	1300 —
				2500 —

半製品 工場へ材料及石炭送付  
残高へ 現在貯藏高

器械類 (5)

傳番	月	日	元・丁	渡
*	8	31		9500 —
				9500 —

残高へ 工場及器械類評價 3500.—  
右敷地評價 6000.—



(6) 擔保附

傳番	月	日	元丁	受
*	8	31	14	1500 —
				1500 —

残高へ 未消還高

(7) 半製

傳番	月	日	元丁	受
5	8	6	4	1200 —
10		28	3	535 —
				1735 —
*		*	13	265 —
				2000 —

貯藏品 工場へ材料及石炭送附  
金 錢 本月分職工賃 520.—  
工場諸雜用 15.—  
損益へ 差引利益高

(8) 仕拂口

傳番	月	日	元丁	受
	8	31	14	3600 —
				3000 —

残高へ 未消却高

借用金 (6)

傳番	月	日	元丁	渡
4	8	6	5	1500 —
				1500 —

工場及器械類 代金ノ内來十月時日限  
返済ノ擔保附借用金証書ヲ差入ル

品 (7)

傳番	月	日	元丁	渡
8	8	20	10	1015 —
*		31	14	350 —
				2000 —

製品 製品仕上高  
残高へ 製品仕掛高

手形 (8)

傳番	月	日	元丁	渡
6	8	10	5	3000 —
				3000 —

工場及器械類 代金ノ内來十月十日拂約手



組織篇  
元帳

(9) 諸

傳番	月	日	元丁	受
7	8	15	2	250 —
				250 —

金 錢 工場及器減修繕費ヲ仕拂フ

(10) 製

傳番	月	日	元丁	受
8	8	20	7	1050 —
*		31	13	300 —
				1350 —

半製品 製品仕上高  
損益〜 差引利益高

(11) 佐 藤

傳番	月	日	元丁	受
9	8	25	10	800 —
				800 —

製 品 本月末日拂ノ約束ニテ

一九九

元帳ノ續キ

組織篇  
元帳

(9) 費

傳番	月	日	元丁	渡
*	8	31	13	250 —
				250 —

損 益 〜 差引損失高

(10) 品

傳番	月	日	元丁	渡
9	8	25	11	800 —
*		31	14	550 —
				1350 —

佐藤商店 本月末日拂ノ約束ニテ賣渡ス  
残 高 〜 残品高

(11) 商 店

傳番	月	日	元丁	渡
*	8	31	14	800 —
				800 —

残 高 〜 同店〜貸金高

一九八



(12) 事務

傳番	月	日	元丁	受
10	8	28	2	115 —
				115 —

金 錢 事務員給料其他店費

(13) 損

傳番	月	日	元丁	受
	8	31	9	250 —
	"	"	12	115 —
				365 —
*	"	"	1	200 —
				565 —

諸費ヨリ 差引損失高  
事務費ヨリ "  
資本へ 純利益金資本へ繰込△

(14) 残

傳番	月	日	元丁	受
	8	31	2	2100 —
	"	"	3	19500 —
	"	"	4	1300 —
	"	"	5	9500 —
	"	"	7	950 —
	"	"	10	550 —
	"	"	11	800 —
				34700 —

金銭ヨリ 手許有金  
當座預金ヨリ 現在預金高  
貯蔵品ヨリ 現在貯蔵高  
工場及器械類ヨリ 現在評價高  
半製品ヨリ 製造仕掛高  
製品ヨリ 残品高  
佐藤商店ヨリ 同店へ貸金高

(12) 費

傳番	月	日	元丁	渡
*	8	31		115 —
				115 —

損益へ 差引損失高

(13) 益

傳番	月	日	元丁	渡
	8	31	7	265 —
	"	"	10	300 —
				565 —

半製品ヨリ 差引利益高  
製品ヨリ "

(14) 高

傳番	月	日	元丁	渡
	8	31	6	1500 —
	"	"	8	3000 —
	"	"	1	30200 —
				34700 —

擔保附借入金ヨリ 未消還高  
仕拂口手形ヨリ 未消却高  
資本ヨリ 現在資本高



元帳試算表

受		1/s		受	
残	計			計	残
		資	本	30000	30000000
2100	30000	金	錢	27900	
19500	25000	當	座	5500	
1300	2500	貯	藏	1200	
9500	9500	工	場		
		備	及	1500	1500
685	1735	保	器	1050	
		半	械	3000	3000
250	250	仕	類		
250	1050	拂	金	800	
800	800	口	品		
115	115	手	形		
		請	費		
		製	品		
		佐	店		
		事	費		
34500	70950			70950	34500

第三節 日記元帳

日記元帳は日記帳と元帳とを合併したるものにて、即ち帳面の半部を元帳とし半部を日記帳としたるものと同じ、然れども此日記帳は其類別的の日記帳にして、普通の日記帳の如く全く歴史的なるものとは少しく異なり、此帳簿の單純なる形式は、帳簿篇の元帳形式に示めしたれば、既に其大要は知る所なるべし。

此帳簿はまた取引を直接に仕譯記入するも、會計傳票によりて轉寫するも、その其會計仕組の如何によるべし、此帳簿はまた前出普通の元帳に於けるが如く、元帳を時々試算して記入の突合せをなすを要す、而てこれが試算は次に掲ぐるが如き形式を用ひ、残高試算により記帳の檢算をなすを最も便利とす。

例題

大正元年十月

横濱

森田石油店

十月一日



- 傳 1 主人森田庄三郎元入現金五千圓也
- 傳 2 宮田常一郎ヨリ掛買ス、牡丹印五拾罐@二圓三拾錢也
- 傳 3 竹内重吉へ掛賣ス、牡丹印二拾罐@二圓五拾錢也
- 傳 4 小河喜太郎へ現金ニテ賣渡ス、牡丹印拾罐@二圓四十錢也
- 傳 5 雜費ヲ現金ニテ仕拂フ金二圓五拾錢也
- 十月二日
- 傳 6 宮田常一郎へ掛金ヲ現金ニテ仕拂フ此金百拾五圓也
- 傳 7 三井銀行へ當座預金ス現金二千圓也
- 傳 8 竹内重吉ヨリ掛金ノ内受取ル現金拾五圓也
- 傳 9 神田與四郎へ掛賣ス、牡丹印二拾罐@二圓七十錢也
- 傳 10 雜費ヲ現金ニテ仕拂フ金一圓五拾錢也
- 十月三日
- 傳 11 竹内重吉ヨリ掛金殘額ヲ受取ル此現金三十五圓也
- 傳 12 神田與四郎ヨリ掛賣全額ヲ受取リ直ニ三井當預トス

- 傳 13 雜費ヲ現金ニテ仕拂フ金七十五錢也
  - 傳 14 手許殘金ヲ悉皆三井銀行へ當座預ス
- 以上

右説明

右は森田石油店取引の一部分を示めしたるものなり、勘定科目は便宜により資本、金錢、宮田常一郎掛勘定、商品、竹内重吉掛勘定、營業費、三井當座預金、神田與四郎掛勘定とす、掛勘定は掛賣買より生ずる貸借勘定にて、交互計算の約ある人名勘定と區別したるものなり、但し掛勘定はまた其都合により掛賣勘定及び掛買勘定に細別するも可なり、而て茲に示すものは單に日記元帳記入の一斑を知らすに止まるが故に、結算等の記帳は之を略して載せず、次節に掲ぐる所のものは、即ち森田石油店唯一の帳簿たる日記元帳にして、之れに附屬する元帳殘高試算表の形式もまた添へたれば就て見るべし。

### 第四節 記帳



(1) 資 本

1	10	1	金 錢	2		5000	—	渡	1000	—
---	----	---	-----	---	--	------	---	---	------	---

(2) 金 錢

1	10	1	資 本	1	5000	—		受	5000	—
4	"	"	商 品	4	24	—		"	5024	—
5	"	"	營 業 費	6		2	50	"	0521	50
6	2	"	宮田常一郎掛	3		115	—	"	4906	50
7	"	"	三井當預金	7		2000	—	"	2906	50
8	"	"	竹内重吉掛	5	15	—		"	2921	50
10	"	"	營 業 費	6		1	50	"	2920	—
11	3	"	武内重吉掛	5	35	—		"	2955	—
13	"	"	營 業 費	6			75	"	2954	25
14	"	"	三井當預金	7		2954	25	—	—	—

資 本 (1)

現金元入
------

金 錢 (2)

資本元入	5000	—
商品賣渡代金	5024	—
雑費ヲ仕拂フ	0521	50
同人へ掛金ヲ仕拂フ	4906	50
三井銀行へ當座預ス	2906	50
同人掛金ノ内入金	2921	50
雑費ヲ仕拂フ	2920	—
同人掛金殘り入金	2955	—
雑費ヲ仕拂フ	2954	25
手許殘金ヲ當座預ス	—	—



組織  
篇  
元  
帳

(3) 宮田常一郎掛

2	10	1	商 品	4			15	渡	115	-
6		2	金 錢	2	115	-				-

(4) 商 品

2	10	1	宮田常一郎掛	3	115	-		受	115	-
3		"	竹内重吉掛	5			50	"	65	-
4		"	金 錢	2			24	"	41	-
9		2	神田與四郎掛	8			54	渡	13	-

(5) 竹内重吉掛

5	10	1	商 品	4	50	-		受	50	-
10		2	金 錢	3			15	"	35	-
13		3	"	3			35	-		-

二〇九

日  
記  
元  
帳  
ノ  
續  
キ

宮田常一郎掛 (3)

掛買ス 牡丹印 50 罐 @ 2.30  
掛金ヲ仕拂フ

組  
織  
篇  
元  
帳

商 品 (4)

買 入 牡丹印 50 罐 @ 2.30  
賣 渡 牡丹印 20 罐 @ 2.50  
" " 10 罐 @ 2.40  
" " 20 罐 @ 2.70

竹内重吉掛 (5)

掛賣ス 牡丹印 20 罐 @ 2.50  
掛金ノ内現金入  
掛金殘金入

二〇八



組織篇  
元帳

(6) 營業費

5	10	1	金 錢	2	2	50		受	2	50
10		2	"	2	1	50		"	4	00
13		3	"	2		75		"	4	75

(7) 三井當座預金

7	10	2	金 錢	2	2000	—		受	2000	—
12		3	神田與四郎掛	8	54	—		"	2054	—
14		"	金 錢	3	2954	52		"	5008	25

(8) 神田與四郎掛

9	10	2	商 品	3	54	—		受	54	—
12		3	三井當座預金	7			54	—	—	—

二二一

營 業 費 (6)

組織篇  
元帳

現金仕拂	
"	
"	

三井當座預金 (7)

現金ヲ當座預ス	
同人掛金受取リ當座預ス	
手許有金ヲ當座預ス	

神田與四郎掛 (8)

掛賣ス	牡丹印 20 罐 @ 2.70
掛金受入直ニ當座預ス	

一一〇



大正元年十月

日 計

科 目	一 日		二 日	
	受	渡	受	渡
1 資 本		5000 —		5000 —
2 金 錢	5021 50		2920 —	
3 宮田常一郎掛		115 —		
4 商 品	41 —			13 —
5 竹内重吉掛	50 —		35 —	
6 營 業 費	2 50		4 —	
7 三井當預金			2000 —	
8 神田與四郎掛			54 —	
	5115 —	5115 —	5013 —	5013 —

帳

大正元年十月

三 日		四 日		五 日	
受	渡	受	渡	受	渡
	5000 —				
	13 —				
4 75					
5008 25					
5013 —	5013 —				



### 第三章 日記帳及元帳

#### 第一節 日記帳及元帳

日記帳及元帳

普通に受渡を仕譯たる會計傳票を用ふる所に在つては、其傳票を綴合せて之れを日記帳に代用するが故に、更に此傳票により日記帳を作るは無益なれど、若し傳票等を用ひざる所にては日記帳を備へ、取引の起りたる度毎に受渡を仕譯け其要項を書き添へ置く時は、常に元帳へ轉寫の便を得るのみならず、日記帳それ自身は全く歴史的の記録となりて他日引合せの便あり、故に此元帳に日記帳を併せて用ふる帳簿組織は、普通の會計に屢々見る所のものとす。

茲に日記帳と稱するは所謂仕譯日記帳にして、即ち昔時使用したりし日記帳と仕譯帳とを併せたるものなり、今尙ほ昔時の日記帳及び仕譯帳を雜形とし之れに記帳を試むる者あれど、これは簿記を學習する者が其初めに

例題

用ふべきも、之れを實際に適用して日記帳及び仕譯帳の兩帳簿を併用するは既に迂遠なる方法と云ふべし。

例題

大正二年六月

東京 森田工場

一日 前月末資産負債左の如し

資産

金錢	一五〇〇、〇〇〇	仕拂口手形	二五〇、〇〇〇
當座預金	三八〇〇、〇〇〇	赤羽金十郎	五〇〇、〇〇〇
家屋及什器	一二五〇、〇〇〇	芝商會	二五〇、〇〇〇
器械器具	三五〇〇、〇〇〇	資本	一〇九〇〇、〇〇〇
製造勘定	一三五〇、〇〇〇		
製造仕掛中	三五〇、		
賣殘製品	一〇〇〇、		
赤阪商店	五〇〇、〇〇〇		

一一九〇〇、〇〇〇

一一九〇〇、〇〇〇



- 二日 小拂金引當トシテ現金三十圓也假出ス
- 五日 三谷正十郎宛第五號約束手形満期日ニ付現金二百五十圓也受取  
人山本鋸造へ仕拂フ
- 七日 芝商會ヨリ銅及ビ銅線ヲ掛買ス此金百廿五圓也
- 十日 製品第二號飛行機模型百五拾箇金八拾錢替ニテ松田商店へ賣渡  
シ代金ハ現金ニテ受取り當座預ス
- 十三日 職工賃錢金六拾五圓也現金ニテ仕拂フ
- 十五日 本日迄ノ小拂金合計金六圓也(店費へ振替)
- 十七日 工場用雜品ヲ買入ル現金十五圓也
- 十八日 赤羽金十郎へ掛代金五百圓也小切手ニテ仕拂フ
- 廿五日 製品第五號飛行機模型五拾箇金一圓二十錢替ニテ赤阪商店へ掛  
賣ス
- 廿八日 職工賃錢金八拾五圓也現金ニテ仕拂フ
- 廿九日 石炭及ビコークス此代金百二十五圓也現金ニテ買入ル

- 三十日 本日迄ノ小拂金合計金八圓也(店費へ振替)
- 同日 赤阪商店ヨリ掛金全額ヲ現金ニテ受取ル
- 同日 事務員給料並ニ店費ヲ仕拂フ現金八拾五圓也

以上

右説明

右は日記帳及び元帳の二冊を以て計理する一斑を示めす爲めに、單純なる製造工場取引を設けたるものなり、之れに用ふる勘定科目并に其仕譯法は次に掲ぐる記帳に就て見るべし、また此例題は此仕組による記帳を主としたれば、唯日記帳と元帳との記入を示めして、結算等に關することは之れを略せり、故に其心して之れを見るべし、また帳簿の形式も單純のものを用ひたれば、實地に此仕組を應用するものは、其業務の會計に適當なる形式を採用すべきこと勿論なり。

## 第二節 記帳



日記帳ノ續

(2) 日記帳

組織篇 日記帳及元帳

十日		12305	—	12305	—
當座預金	3	120	—		
製造勘定	6		—	120	—
松田商店へ賣渡シ代金ハ當座預ス 第二號飛行機模型 150 @ .80					
十三日					
製造勘定		65	—		
金 錢	2		—	65	—
職工賃ヲ仕拂フ					
十五日					
店 費	12	6	—		
假 出	11		—	6	—
本日迄ノ小拂金六圓也					
十七日					
製造勘定	6	15	—		
金 錢	2		—	15	—
工場用雜品ヲ買入ル					
十八日					
赤羽金十郎	9	500	—		
當座預金	3		—	500	—
同人へ掛金小切手ニテ仕拂フ					
廿五日					
赤阪商店	7	60	—		
製造勘定	6		—	60	—
同店へ掛賣ス 第五號飛行機模型 50 @ 1.20					
		13071	—	13071	—

二一九

日記帳

日記帳

組織篇 日記帳及元帳

大正二年六月一日					
諸 口				諸 口	
左ノ資産負債ヲ以テ引續營業					
金 錢	2	1500	—		
當座預金	3	3800	—		
家屋及什器	4	1250	—		
器械器具	5	3500	—		
製造勘定				現在材料 100.—	
				製造仕掛中 250.—	
				賣 殘 製 品 1000.—	
赤阪商店	6	1350	—		
	7	500	—		
仕拂口手形	8			250	—
赤羽金十郎	9			500	—
芝商會	10			250	—
資 本	1			10900	—
二 日					
假 出	11	30	—		
金 錢	2			30	—
小拂金引當トシテ假出ス					
五 日					
仕拂口手形	8	250	—		
金 錢	2			250	—
三谷正十郎宛第五號約手満期ニ 現金ヲ受取人山本鉄造へ仕拂 フ					
七 日					
製造勘定	6	125	—		
芝商會	10			125	—
鐵及銅線ヲ掛買ス					
		12305	—	12305	—

二一八



元帳

(1) 資 本

六月				
1	諸口 現在資本高	1	10900	—
			10900	—

(2) 金 錢

六月				
1	諸口 現在有金	1	1500	—
2	假出 小拂金引當	1		30
5	仕拂口手形 三谷正十郎宛満期ニ付 受取人 山本鐵造へ仕拂フ	1		150
13	製造勘定 職工賃ヲ仕拂フ	2		65
17	" 工場用雜品買入	2		15
28	" 職工賃ヲ仕拂フ	3		85
29	" 石炭コース代仕拂フ	3		125
30	赤阪商店 掛金全額ヲ受取ル	3	500	—
"	店費 事務員給料並店費拂	3		85
			2060	655

組織篇 日記帳及元帳

111

日記帳ノ續

日 記 帳 (3)

廿八日		13071	—	13071	—
製造勘定	6	85	—		
金 錢	2			85	—
職工賃ヲ仕拂フ					
廿九日					
製造勘定	6	125	—		
金 錢	2			125	—
石炭コースヲ買入ル					
三十日					
店 費	12	8	—		
假 出	11			8	—
本日迄ノ小拂金八圓也					
金 錢	2	500	—		
赤阪商店	7			500	—
掛金全額ヲ現金ニテ受取ル					
店 費	12	85	—		
金 錢	2			85	—
事務員給料並ニ店費ヲ仕拂フ					
		13934	—	13934	—

組織篇 日記帳及元帳

1110



元帳ノ續キ

組織篇  
日記帳及元帳

(6) 製造勘定

		六月			
1	諸口	材料現在高	100.-		
		製造仕掛中	250.-		
		賣残製品	1000.-	1	1350
7	芝商會	鐵及銅線ヲ掛賣ス		1	125
10	當座預金	松田商店へ賣渡シ代金ハ 當座預ス			
		No.2飛行機模型	150 @ .80	2	120
13	金錢	職工賃ヲ仕拂フ		2	65
17	"	工場用雜品買入		2	15
25	赤阪商店	掛賣ス			
		No.5飛行機模型	50 @ 1.20	2	60
28	金錢	職工賃ヲ仕拂フ		3	85
29	"	石炭コークスヲ買入ル		3	125
					1765
					180

(7) 赤阪商店

		六月			
1	諸口	同店へ貸金高		1	500
25	製造勘定	第五號飛行器掛賣代		2	60
30	金錢	掛金全額ヲ現金ニテ受入		3	560
					560
					560

二二三

元帳ノ續キ

組織篇  
日記帳及元帳

當座預金 (3)

		六月			
1	諸口	現在預金高	3800	1	—
19	製造勘定	松田商店ヨリ製品代入	120	2	—
18	赤羽金十郎	掛金ヲ小切手ニテ仕拂		2	500
					3920
					500

家屋及什器 (4)

		六月			
1	諸口	現在評價高	1250	1	—
					1250

器械器具 (5)

		六月			
1	諸口	現在評價高	3500	1	—
					3500

二二三



元帳ノ續キ

組織篇 日記帳及元帳

(11) 假出

		六月			
2	金 錢 小拂金引當トシテ假出	1	30		
15	店 費 本日迄ノ小拂合計	2		6	
30	" "	3		8	
			30	14	

(12) 店費

		六月			
15	假 出 本日迄ノ小拂合計	2	6		
30	" "	3	8		
"	金 錢 給料及ビ店費仕拂	3	85		
			99		

二二五


元帳ノ續キ

組織篇 日記帳及元帳

仕拂口手形 (8)

		六月			
1	諸 口 消却未済高	1		250	
2	金 錢 三谷正十郎宛第五號約手満期ニ付受取入山本鐵造へ拂	1	250		
			250	250	

赤羽金十郎 (9)

		六月			
1	諸 口 同人ヨリ借金高			500	
18	當座預金 掛金ヲ小切手ニテ拂	2	500		
			500	500	

芝 商 會 (10)

		六月			
1	諸 口 同商會ヨリ借金高	1		250	
7	製造勘定 鐵及銅線ヲ掛賣ス	1		125	
				375	

二二四



## 第四章 主要及補助帳簿

## 第一節 元帳及補助帳簿

補助帳簿ノ  
必要

前にも述べたる如く、營業の性質單純にして組織複雑ならざる所に於ては、唯一の元帳を以て一切の會計を計理し、若くは之れに添ゆるに日記帳を以てせば即ち可なりと雖も、其營業漸く手廣く、取引頗繁なる所に於ては勢ひ其業務を分割して仕入、販賣、倉庫、計算の諸係とし、各自に其業務を分担せざるべからず、於之、各係りは各自に取扱ひたる取引を記帳して各自の備忘録とするの必要を生ず、是れ帳簿は元帳、主要帳簿の外に、補助帳簿なるものを生ずる所以にして、即ち補助帳簿は各係りの備忘録として起り、之れと同時に元帳及び主要帳簿の記事を一層明瞭ならしむるものとなるなり。

元帳、日記帳、補助帳簿

故に元帳及び日記帳に併せて補助帳簿を用ふるは、業務を各係りに分ち

て分担する場合に於て、時にまた會計組織の都合により、其營業の計算方がこれらの補助帳簿並に主要帳簿等の記帳を併せなすこともあり、然れども其記帳順序は分担記帳の時に於けるが如く、先づ補助帳簿の記入をなしたる後、元帳に直接に關係ある日記帳に移り、それより元帳へ轉寫するものなり、而て此場合に於て補助帳簿は往々元帳勘定の内譯明細臺帳となるが故に、其記入も主要帳簿は概括的にして、補助帳簿は説明的に精密なるを一般とす。

各帳簿間ノ  
關係

補助帳簿は多くの場合に於て、元帳勘定科目の内譯明細帳簿なるがゆへに、科目の大小を質して各自の關係を明かにし、且つ其計算を確かむる様仕組まざるべからず、即ち小科目の補助帳簿は中科目の金額と一致し、中科目の補助帳簿は大科目の金額と符合せしむる様、すべてを秩序的にすべし、然れば各補助帳簿の計算尻は常に元帳科目と對照して、其記入計算に誤謬なき様注意すること肝要なりとす。

複式簿記は單式に於て各自の専門帳簿へ記入したるものを唯一の元帳に



集中せしめたるものなり、然るに複式は其後營業の複雑範圍の擴張によりて補助帳簿を要し、恰も單式記入を總括するに日記帳及び元帳を用ひたる姿となりたり、而て若しこれら補助帳簿として用ひたるを、更に主要帳簿として元帳と直接關係を有せしむるに至れば、是れ恰も單式記帳を總括するに元帳を用ひて、日記帳を省略したるものなるべし。

却説、茲に取引を記帳するに日記帳を省略し、元帳と補助帳簿とを以て會計を計理する仕組を示さんが爲めに、石油卸賣を主とし傍ら小賣を營む營業の取引を掲ぐ、此營業は卸賣品と小賣品とを區別するも其經濟は共通なるが故に、唯一組の元帳及び補助帳簿に此兩者を通じて用ふ、而て日々小賣の賣上は小賣カードの類を用ひ、一日の終りに現金及掛賣の會計を小賣月計帳若くは表に記入し、掛賣の内譯は人別にしたる小賣掛臺帳へ記入す、また日々の見世用雜費は小出金より仕拂ひ、仕拂の都度雜費記入帳に記入し、一日の終りに仕拂ひたる小出金を計理して、其小出金は金庫より之れが補充をなす仕組とす。

此仕組は其大体一人にて金錢出納及び帳簿記入を擔當するものなるが故に、帳簿も元帳の外に小賣月計帳若くは表、小賣掛臺帳、雜費記入帳、仕入帳、賣上帳を以てし、若し其都合によりては仕入賣上の二帳を廢し、元帳の科目卸賣品を其品名別にして勘定するも可なり、而て若し之れを品名別の口取りとする時は、其様式如何により商品出入帳若くは表を略することを得べし。

尙ほ勘定科目も可成的其手数を省略して、資本、金錢、卸賣品、掛買（人名別）、拂賣（人名別）、小賣品、小賣掛勘定、當座預金、營業費、雜損益、假渡、假受、受取未濟、仕拂未濟等とし、掛買掛賣は卸賣品に對するものなれば之れを人名別にするも、小賣掛勘定は其内譯を臺帳によりて知るが故に、唯小賣掛勘定と云ふ一科目としたるなり、而て假受及び假渡の科目は其範圍を廣くし、期限前の受取口手形は之れを假渡に、期限前の仕拂口手形は之れを假受到に組入るゝが如くして、記帳の割合少なき科目と合併し、受取未濟及び仕拂未濟はすべて期限來りたるも、未だ其代金の受



授なき場合に此科目を用ふることとす。

例題

大正元年十一月

森田石油店

- 一 現金元入金一千圓也
- 一 越後屋ヨリ仕入帳ノ通り買入ル此代現金百十五圓也
- 一 大黒商會ヨリ仕入帳ノ通り買入ル此代現金三百五圓也
- 一 小賣品ニ振替ニ御賣品賣上帳ノ通り此代金八十八圓也
- 一 卸賣品ヲ前川善造へ賣渡ス此代現金百七十九圓廿五錢也
- 一 開業諸費ヲ仕拂フ金百二十圓也
- 一 小賣高現金六圓四十錢也
- 一 小拂ノ爲メ假出現金五十圓也
- 二 日
  - 一 三村萬兵衛へ卸賣品ヲ賣上帳ノ通り掛買ス此代現金廿四圓也
  - 一 赤垣源三郎へ卸賣品ヲ賣上帳ノ通り賣渡シ此代金三十一圓六十錢也、

來ル十五日拂ノ同人振出約束手形ニテ受取ル

- 一 小賣高現金十五圓五十錢也
- 一 小賣掛合計八圓五十錢也
- 一 見世雜費現金三圓五十錢也仕拂フ

以上

小賣カード  
ノ使用

右は此仕組に於ける記帳の一斑を知らしむる爲めに、森田石油店取引の二日分を掲げたるのみなれど、次に示めせる記帳様式を見れば他は推して考ふるを得べし、唯此仕組に就きて説明すべきは小賣カードの使用法にて、茲に用ふる小賣カードは之れを現金賣と掛賣の二種に分ち、現金賣は之れを赤色にて印刷し、掛賣は之れを黒色にて印刷して兩者を一目區別し易からしめ、小賣の都度現金は現金賣カードに、掛賣は掛賣カードに鉛筆等にて書入るなり。

小賣カード  
ノ取扱

此カードは賣捌き毎に賣手をして之れを書かしめ、之れを帳場へ送り、現金賣の分は現金を添て渡し目前にて其カードに請取印を捺さしめ、掛賣



カードは其儘之れを帳場に渡す、帳場は一日の終りに此カードを集めて現金及び掛賣の各合計を算出し、之れを小賣月計帳等へ記入し、更にカードを品類別にして商品出入帳等の品別に記入し、また更に掛賣カードを人名別にして小賣掛臺帳へ記入す、尤も其會計の仕組によりては此順序を變更すると雖も、各帳簿への記入終ゆれば之れを一括し、其日の表紙を附して綴込み、追て一月分の綴込みをなすべし。

小賣掛臺帳

小賣掛臺帳は掛賣カードより一々轉寫し、各口取其日の合計を併せて掛賣の總日計を出だし、之れを掛賣カードの合計と突合せて小賣掛勘定の金額を確かむべし、尤も會計の如何によりては、此小賣掛臺帳を廢し、掛賣カードの人名別になしたるものより掛賣内譯月計帳を作り、其日其日の各人別合計を之れに記入して、掛臺帳に代用するもまた便なり。これらの委細は次に掲ぐる諸帳簿に就て見るべし。

第二節 記帳

小賣カード

(1品一枚)

大正元年 11 月 1 日			
現金	品名	松	印
數	量	金	高
一	升	—	25

(1品一枚)

大正元年 11 月 15 日			
掛賣	中山	品名	梅
數	量	金	高
二	斗	—	4 00

(1品一枚)

大正元年 11 月 1 日			
種	類	枚數	金 高
現金	カード	20	6 40
掛賣	カード	—	—
			6 40



\*印ノ行ハ  
朱書

小賣掛筆帳

中山様

引合	日附	1/11	金高	受	渡
	2	梅印一斗	2 —	2 —	
	3	松印一升	25	25	
	10	梅印一斗	2 —		
	"	竹印五升	1 05	3 05	
	15	梅印二斗	4 —	4 —	
	25	竹印一斗	2 30	2 30	
	30			11 60	
		現金入			11 60
				11 60	11 60

組織篇 主要及補助帳簿

下村八太郎様

引合	日附	1/11	金高	受	渡
	15	竹印二斗	4 60	4 60	
				4 60	
*	30	繰越			4 60
				4 60	4 60
		1/12			
	1	繰越		4 60	

二三五

小賣月計帳

小賣月計帳

引合	日附	1/11	受入 金額	賣出		
				現金賣	掛賣	金額
	1	卸賣品ヨリ振替 松印 55 罐 @ 1.60	88 —			
	"	小賣合計		6 40		6 40
	2	"		15 50	8 50	24 —

組織篇 主要及補助帳簿

二三四







帳卸賣品賣上

卸賣品賣上帳

組織篇 主要及補助帳簿

		1			
11	1	小賣品へ	振替		
		松印	55 罐 @ 1.60	88	—
	1	前川善造へ	現金ニテ		
		松印	100 罐 @ 1.56	156	—
		鶴印	15 罐 @ 1.55	23.25	
	2	三村萬兵衛へ	掛ニテ		
		竹印	15 罐 @ 1.60	24	—
	"	赤垣源三郎へ	約手ニテ		
		梅印	20 罐 @ 1.58	31	60

帳卸賣品仕入

卸賣品仕入帳

組織篇 主要及補助帳簿

		1			
11	1	越後屋ヨリ	現金ニテ		
		松印	20 罐 @ 1.55	31	—
		竹印	15 @ 1.55	23.25	
		梅印	25 @ 1.53	38.25	
		鶴印	15 @ 1.50	22.50	115
	"	1	大黒商會ヨリ	現金ニテ	
			松印	200 罐 @ 1.40	280
			右持込費現金ニテ仕拂	25	—



帳卸賣品出入

卸賣品出入帳

月日	45	松 印			竹 印			梅 印		
		入	出	残	入	出	残	入	出	残
11 1	越後屋ヨリ	20		20	15		15	25		25
	" 大黒商會ヨリ	200		200						
	" 小賣品へ		55	165						
	" 前川善造へ		100	65						
2	三村萬兵衛へ					15				
	" 赤垣源三郎へ							20		5

組織篇 主要及補助帳簿

帳營業費記入

營業費記入帳

		金 高	日 計
1	開店諸費仕拂	120 —	120 —
2	用紙類代仕拂	1 50	
"	鉛筆及ペン代仕拂	1 50	
"	人力車代仕拂	50	3 50

組織篇 主要及補助帳簿



(1) 資 本


(2) 金 錢

11	2	資 本 現金元入	1	1000	—
	"	卸賣品 前川ヨリ現金賣代受入	3	179	25
	"	小賣品 本日現金小賣高	4	6	40
	1	" "	4	15	50

(3) 卸 賣 品

11	1	金 錢 越後屋ヨリ仕入帳通現金買	2	115	—
	"	" 大黒商會ヨリ "	"	305	—

資 本 (1)

11	1	金 錢 現金元入	2	1000	—
----	---	----------	---	------	---

金 錢 (2)

11	1	卸賣品 越後屋へ商品代拂	3	115	—
	"	" 大黒商會へ "	"	305	—
	"	營業費 開業諸費ヲ仕拂	5	120	—
	"	假 渡 小拂ノ爲假出	6	50	—
	2	營業費 見世雜費ヲ仕拂	5	3	50

卸 賣 品 (3)

11	1	小賣品 賣上帳ノ通振替	4	88	—
	"	金 錢 賣上帳ノ通前川へ現金賣	2	179	25
	2	三村萬兵衛 賣上帳ノ通掛賣	7	24	—
	"	假 渡 赤垣源三郎へ賣上帳ノ通約手ニテ賣渡ス	6	31	60



(4) 小 賣 品

11	1	卸賣品 賣上帳ノ通り振替	3	88	—
----	---	--------------	---	----	---

(5) 營 業 費

11	1	金 錢 開業諸費ヲ仕拂	2	120	—
	2	" 見世諸費ヲ仕拂	2	3	50

(6) 假 渡

11	1	金 錢 小拂ノ爲假出金	2	50	—
	2	卸賣品 赤垣源三郎へ卸賣品ヲ來ル十 五日拂ノ約束手形ニテ賣渡ス	3	31	60

小 賣 品 (4)

11	1	金 錢 本日小賣高	2	6	40
	2	" "	2	15	50
	"	小賣掛勘定 本日小賣高	3	8	50

營 業 費 (5)

--	--	--	--	--	--

假 渡 (6)

--	--	--	--	--	--



組織篇  
主要及補助帳簿

(7) 三村萬兵衛

11	2	卸賣品 賣上帳ノ通掛賣	3	24	—
----	---	-------------	---	----	---

(8) 小賣掛割定

11	2	小賣品 本日掛賣高	4	8	50
----	---	-----------	---	---	----

(9)

--	--	--	--	--	--

二四七

元帳ノ續キ

三村萬兵衛 (7)

--	--	--	--	--	--

小賣掛勘定 (8)

--	--	--	--	--	--

(9)

--	--	--	--	--	--

組織篇  
主要及補助帳簿

二四六



### 第三節 主要及補助帳簿

元帳、日記帳、補助帳簿、組織

帳簿組織の内、元帳記入の準備として主要帳簿を用ひ、更に補助帳簿を備へて各係りの取引を明かにし、之れと同時に元帳及び主要帳簿の記事を一層明瞭ならしむるものは、最も普通にして且つ了會し易きものなり、茲に此仕組の一例を示す爲めに、菓子粉販賣店取引の二日分を記入したる帳簿を掲ぐ、帳簿は元帳、日記帳の外に、金銭出入帳、仕入帳、賣上帳、商品出入帳、手形記入帳、營業費記入帳等とす、但し營業費記入帳は前節の例に倣ふを以て、重複を避け茲には之れを略せり。

而てまた營業の組織によりては、前出帳簿の内商品出入帳を廢し、更に商品臺帳なるものを備へ、賣買の箇數金額を品名別に記帳する時は、商品の内譯損益を知ると同時に、商品出入の箇數を一目するを得て、大に便益を受くる場合多しとす、依而此商品臺帳の様式も併せて茲に掲ぐるがゆへに、之れを前者と比較對照すべし。

例題

例題

大正二年七月

大阪 森田商店

一日 前季繰越(傳票第一號)

資 産		負 債	
金 銭	五〇〇〇、〇〇〇	若松金次郎	一五〇、〇〇〇
第一當預	八五〇〇、〇〇〇	久留米屋	五〇、〇〇〇
中津商店	五〇〇、〇〇〇	資本	一五九三六、〇〇〇
宇土食料店	三五〇、〇〇〇		
商品	一七八六、〇〇〇		
	一六一三六、〇〇〇		一六一三六、〇〇〇

同日 伊田竹五郎へ商品ヲ賣渡シ代金ハ同人振出來八月五日拂ノ約手

ニテ受取ル此金二百三十圓也(傳票第二號)

同日 飯塚商店へ商品ヲ賣渡シ代金ハ同人振出來五日拂ノ約束ニテ受取ル此金八百九十圓也(傳票第三號)

組織篇 主要及補助帳簿



- 同日 川崎富藏へ商品ヲ現金ニテ賣渡シ代金ハ第一銀行へ當座預ス此金百六十八圓也 (傳票第四號)
- 同日 左ノ通り現金ヲ仕拂フ、若松金次郎へ金百五十圓也、久留米屋へ金五十圓也 (傳票第五號)
- 同日 飯塚商店振出ノ約手都合ニヨリ本日現金ト引替へ直ニ第一銀行へ當座預ス此金八百九十圓也 (傳票第六號)
- 同日 左ノ通り現金ヲ受取ル、中津商店ヨリ金五百圓也、宇土食料店ヨリ金二百圓也 (傳票第七號)
- 同日 本日營業費仕拂現金六十五圓也 (傳票第八號)
- 二日 宇佐商店ヨリ商品ヲ仕入レ代金ノ内金一千圓也當店振出八月五日拂約束手形ニテ仕拂ヒ殘金九百七十五圓也現金ニテ仕拂フ (傳票第一號)
- 同日 大村商店へ商品ヲ賣渡シ代金ハ來三十日拂ノ約束手形ニテ受入ル (傳票第二號)

同日 有田屋ヨリ商品ヲ掛買ス此金三千圓也 (傳票第三號)  
以上

日記帳ノ記入

茲に用ひたる日記帳は、日々數多の傳票を仕出し、從て元帳轉寫に多くの手數を要する場合に、元帳轉寫の時間と勞力とを減少せしめんが爲め用ふるものなり、此法は一日の傳票を取集め、同一科目の受渡を日記帳の一箇所に集め、之れが合計を出して、之れを一と筆に元帳へ轉寫するものなれば、元帳科目の記事は諸口若くは日記帳よりの文字を以て注解し、元帳に於て各科目の委細を知る能はざる不便ありと雖も、また一方に於て此帳簿組織は數多の補助帳簿を用ひ、各科目の内譯詳細を知るものなるがゆへに、其不便を補ふを得べし。

然れども此日記帳による總元帳は、唯機械的に數字を總括して其内容を一目する能はざるが故に、銀行の如く其業務の日々に一定し、各科目には各科目の補助帳簿ありて一部の臺帳を備ふる仕組の處に用ふべきも、常に取引に變化多く且つ其仕掛の餘り大ならざる營業には適當するものと云ふ

總元帳ニ就テ



傳票ト日記帳トノ突合

べからず。

此組織による日記帳は、日々傳票より日記帳への轉寫に誤謬なきやを檢出する爲めに、傳票の受渡金額を各合計して、之れを日記帳に於ける其日の受渡の各合計金額を突合はし、恰も普通の日記帳より元帳への記入を檢算する如くすべし、而て元帳へ轉寫正否を試むる檢算は、殘高試算により日記帳等を作りて之れを爲すべし、此日記表に就ては前既に之れを示めしければ、之れを茲に贅せず

日記帳ノ廢止ハテ

此組織は傳票を日記帳に於て類別し、更に元帳に於て日記帳の記入を類別するものなるが故に、若し傳票に於て類別したるものを、直接に元帳へ記入し、一傳票毎に日記帳に記入すべきものを各科目へ轉寫する時は、日記帳記入の時間と勞力とを省き、而も元帳の各科目は恰も日記帳に於けるが如く、明細に其内容を示すを得べし、此故に此組織を用ふる會計に此日記帳の廢止を推薦したるも、世人の多くは形式の日記帳に拘泥し、今急に之れを廢する時は、何んもなく物足らぬ心地するとして、之れを實行せざる

慣例ヲ破ルハ困難

が如し。

在來慣用の帳簿を廢止せんとするには、能く其營業の慣例を考へ研究したる後に決行すべきこと勿論なれど、既に其帳簿が實際に其用少なく、却て之れが爲めに少なからざる時間と勞力とを徒費するを曉らば、時機を見計らひ其改良を決行すべし、畢竟世人の多くが其改良を躊躇する所以のもの、會計の學に乏しく其用法を審かにせざるが故に、嘗其實行の結果を不安心に感ずるより來るなり、是れ茲に此帳簿組織を示めして、茲に用ひたる日記帳は廢止し得べき理由と、其廢止によりて生ずる便益を説明したる所以なり、若しそれ現在の帳簿組織に満足せず、其欠點を補ふ爲めに却て數多の帳簿を増加せしむる者に至りては、明らさまに會計者の無能を暴露したるものにて、實に斯道の爲めに悲むべきものなり。

#### 第四節 記帳



(1) 大正二年

(金 錢)				
1	諸口 前季繰越	5000	—	
7	中津商店 同店ヨリ受入	500	—	
7	宇土商店	200	—	5700 —
(第一當預)				
1	諸口 前季繰越	8500	—	
4	商 品 川崎當藏ヨリ現金賣商 品代受入レ當預ス	168	—	
6	受取口手形 飯塚商店振出約手 ヲ現金ト引替ヘ當座預ス	890	—	9558 —
(中津商店)				
1	諸口 前季繰越			500 —
(宇土食料店)				
1	諸口 前季繰越			350 —
(商 品)				
1	諸口 前季繰越			1786 —
(受取口手形)				
2	商 品 伊田竹五郎へ賣渡商品 代ヲ同人振出八月五日仕拂 ノ約束手形ニテ受取ル	230	—	
3	商 品 飯塚商店へ賣渡商品代 ヲ同人振出来五日拂ノ約手 ニテ受取ル	890	—	1120 —
(若松金次郎)				
5	金 錢 同人へ仕拂			150 —
(久留米屋)				
5	金 錢 同人へ仕拂			50 —
(營業費)				
8	金 錢 本日仕拂高			65 —
				19279 —

七月一日 (1)

(商 品)				
2	受取口手形 伊田竹五郎へ賣渡 シ代金ヲ約手ニテ受取ル	230	—	
3	受取口手形 飯塚商店へ賣渡シ 代金ヲ同店約手ニテ受取ル	890	—	
4	第一當預 川崎商店へ賣渡シ代 金ヲ當預トス	2	168	1288 —
(若松金次郎)				
1	諸口 前季繰越			150 —
(久留米屋)				
1	諸口 前季繰越			50 —
(資 本)				
1	諸口 前季繰越			15936 —
(金 錢)				
5	若松金次郎 同人へ仕拂	150	—	
5	久留米屋 "	50	—	
8	營業費 本日仕拂高	3	65	265 —
(受取口手形)				
6	第一當預 飯塚商店ヨリ振出ノ 約手ヲ現金ト引替ヘ當預ス			890 —
(中津商店)				
7	金 錢 同店ヨリ受入ル			500 —
(宇土食料店)				
7	金 錢 同店ヨリ受入ル			200 —
				19279 —



(2)

大正二年

	(商 品)				
1	諸 口 宇佐商店ヨリ買入代金 ハ當店約手及ビ現金ニテ拂		1975	—	
	有田屋 同店ヨリ掛買	2	3000	—	4975
	(受取口手形)				
2	商 品 大村商店へ賣渡シ代金 ハ來三十日拂約手ニテ受入				1100
					6075

七月二日

(2)

	(仕拂口手形)				
1	商 品 宇佐商店ヨリ買入代ノ 内八月五日拂ノ約手ニテ渡ス				1000
	(金 錢)				
1	商 品 宇佐商店ヨリ買入代ノ 殘金ヲ現金ニテ仕拂フ	3			975
	(商 品)				
2	受取口手形 大村商店へ賣渡シ 代金ハ約手ニテ受入	2			1100
	(有 田 屋)				
3	商 品 同店ヨリ掛買ス				3000
					6075



(4) 若松金次郎

		2/7			
1	日記帳ヨ	1		150	渡 150

(5) 久留米屋

		2/7			
1	日記帳ヨ	1		50	
1	"	1	50		

(6) 當座預金

		2/7			
1	日記帳ヨ	1	9558		受 9558

資本 (1)

		2/7			
1	日記帳ヨ	1		15936	渡 15936

商品 (2)

		2/7			
1	日記帳ヨ	1		1288	
1	"	1	1786		受 498
2	"	2	4975		
2	"	2		1100	受 4373

金錢 (3)

		2/7			
1	日記帳ヨ	1		265	
1	"	1	5700		受 5435
2	"	2		975	" 4460



商品出入帳

組織篇 主要及補助帳簿

(1) 菓子粉 (松)

1	7/1	繰越	袋	300		
5	"	伊田竹三郎へ			100	
3	"	飯塚商店へ			100	100
3	2	有田屋ヨリ		1500		1600

(2) 菓子粉 (竹)

1	7/1	繰越	袋	500		
3	"	飯塚商店へ			300	200

(3) 菓子粉 (梅)

1	7/1	繰越	袋	80		
4	"	川崎富蔵へ			80	—

(4) 菓子粉 (鶴)

1	7/2	宇佐商店ヨリ	袋	500		500
---	-----	--------	---	-----	--	-----

(5) 菓子粉 (龜)

1	7/2	宇佐商店ヨリ	袋	500		
2	"	大村商店へ			500	—

金銭出入帳

金銭出入帳 (1)

組織篇 主要及補助帳簿

		2/7:1				
1	繰越	前半季ヨリ	5000	—		
5	若松金次郎	現金仕拂			150	—
5	久留米屋	"			50	—
7	中津屋	現金受入	500	—		
7	宇土食料店	"	200	—		
8	營業費	本日仕拂高			65	—
			5700	—	265	—
					5435	—
		2				
1	商品				975	—
			5700	—	1240	—
					4460	—



商品売上帳

組織簿 主要及補助帳簿

(1) 商品

合引	傳番	日附	仕入先	摘要
	1	7/1		前季ヨリ繰越
	1	2	宇佐商店	約手及現金ニテ
	3	"	有田屋	掛ニテ

(1) 商品

引合	傳番	日附	賣先	摘要
	2	7/1	伊田竹五郎	約手ニテ
	3	"	飯塚商店	約手ニテ
	4	"	川崎富藏	現金ニテ
	2	2	大村商店	約手ニテ

商品仕入帳

組織簿 主要及補助帳簿

仕入帳 (1)

品名	數量	@	計	合計
菓子粉	袋 500	2 —	1000 —	
"	80	1 95	156 —	
"	300	2 10	630 —	1786 —
"	500	2 —	1000 —	
"	500	1 950	975 —	1976 —
"	1500	2 000		3000 —

賣上帳 (1)

品名	數量	@	計	合計
菓子粉	袋 100	2 30		230 —
"	300	2 20	660 —	
"	100	2 30	230 —	890 —
"	80	2 10		168 —
"	500	2 20		1100 —



(1) 請取口

取引年月日	摘要	番號	種類	仕拂人	振出人 裏書人	手形 年月日	期限	引受 年月日
2 7 1	商品代金	5	約手	伊田竹五郎	伊田竹五郎	45 7 1	8/5	
	商品代金	2	約手	飯塚商店	飯塚商店	45 7 1	7/5	

(2) 仕拂口

取引年月日	摘要	番號	種類	受取人	振出人 裏書人	手形 年月日	期限	引受 年月日
2 7 2	商品代金	15	約手	宇佐商店	當店		8/5	

(3) 裏書

取引年月日	摘要	番號	種類	受取人	振出人 裏書人	手形 年月日	期限	引受 年月日

(4) 取立預

取引年月日	摘要	番號	種類	仕拂人	振出人 裏書人	手形 年月日	期限	引受 年月日

手形 (1)

満期 年月日	支拂場所	金額 円	額 年月日	末 摘要
2 8 5	大阪	230		
2 7 5	大阪	890	2 7 1	現金ト引替

手形 (2)

満期 年月日	支拂場所	金額 円	額 年月日	末 摘要
2 8 5	大阪	1000		

手形 (3)

満期 年月日	支拂場所	金額 円	額 年月日	末 摘要

手形 (4)

満期 年月日	支拂場所	金額 円	額 年月日	末 摘要



(1) 菓子粉 松印

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	1	7	1	300	2 100	130 —
	5		2	1500	2 —	3000 —

(2) 菓子粉 竹印

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	1	2	1	500	2 —	1000 —

(3) 菓子粉 梅印

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	1	7	1	80	1 95	156 —

菓子粉 松印 (1)

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	2	7	1	100	2 30	230 —
	3		"	100		

菓子粉 竹印 (2)

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	3	7	1	300	2 20	660 —

菓子粉 梅印 (3)

引合	傳番	月	日	袋	@	金額
	4	7	1	80	2 10	168 —



## 第五章 内譯日記帳

## 第一節 内譯日記帳

内譯日記帳

是迄説明し來りたる日記帳の金錢欄は、受渡の双方に各一欄あるのみにて、若し其形式により二欄あるも、其一欄は他の内譯欄にすぎず、然れども日記帳は取引中最も多く受渡せらるゝ科目の金錢欄を別にし、其取引受渡金高を他科目のそれと區別する時は、別に日記帳の性質を妨げずして、記帳及び計算上に便利多きことあり、即ち此法によりて特別金錢欄を設けたる科目は、一取引毎に元帳轉寫せず、營業の繁閑によりて一日若くは壹週間若くは一箇月一回、其科目の合計を出して元帳に一括轉寫し、他の科目は各取引毎若くは特別欄の轉寫と同時に、各自の科目へ轉寫すること普通の場合と同じ。

内譯日記帳  
ノ應用

故に此形式によりたる日記帳は、日々多數の取引ある小賣店に適用して

特別科目は一日一回一と筆の元帳轉寫によりて、大に記帳の勞を省くを得べく、また日常取引の數少なくして、小期間の會計を特に必要とせざる營業の如きに應用し、特別科目は一箇月一回一と筆の元帳轉寫によりて、會計を簡便に整理するを得べし、故に形式は元帳轉寫の勞を減じて、人手少なき營業に用ひ、また日記帳に特別欄を用ひ、或る種類の補助帳簿を略して帳簿數を減ずる場合に用ひて便なりとす。

内譯欄ニ就  
テ

此形式の日記帳は其紙面の許す限り、金錢欄を四箇、五箇、六箇若くは八箇とするを得、故に其金錢欄の數に應じて、或は四桁日記帳、或は六桁日記帳、或は八桁日記帳杯唱ふるもの多し、而てこれら桁數は營業により便宜定むべきものにて、帳簿本來の性質は特別科目に特別金錢欄を設くるものなれば、茲には之れを總括して内譯日記帳の形式と云ふ、左に内譯日記帳の最も普通なる様式を掲ぐ、學ぶ者就て其異同の點を見、之れを適用する方面を考ふべし。



組織篇 内訳日記帳

(1) 日記

引合	日附	元丁	金 錢	諸 口
	5		150 --	
	17		50 --	
	20		50 --	
	25			15 --
			250 --	15 --
				250 --
				265 --
				金銭.....

(1) 日記

引合	傳番	元丁	金 錢	諸 口
	1			
	2		100 --	
	3		200 --	
	4		50 --	
	5		150 --	50 --
	6			2 --
	7			5 --
			500 --	57 --
				500 --
				557 --
				金銭.....

組織篇 内訳日記帳

(1) 帳

引合	日附	元丁	金 錢	諸 口
	5			150 --
	17			50 --
	20			50 --
	25		15 --	
			15 --	250 --
				15 --
				265 --
				金銭.....

(1) 帳

引合	傳番	元丁	金 錢	諸 口
	1			100 --
	2			100 --
	3			50 --
	4			150 --
	5			50 --
	6		2 --	
	7		5 --	
			7 --	550 --
				7 --
				557 --
				金銭.....



第四形式

組織篇 内譯日記帳

(1) 日 記

金 錢	諸 口	元丁	
	2 05		大正元年
150 —			(營業費) 事務用紙及鉛筆代山田文具
	250 —		(金 錢) 同店ヨリ掛金ノ内受入
	500 —		(商 品) 横川三郎助ヨリ現金ニテ仕入帳
	725 50		(仕拂口手形) 濱田軍太郎宛當店振出第七號約
150 —	150 —		
	902 50		金 錢

二七三

(1) 日 記

營業費	金 錢	諸 口	元丁	
		520 —		大正元年
25				(商 品) 仕入帳第五丁ノ通リ同店ヨリ
5 —				(營業費) 博多松本商店へ電信料
	200 —			(營業費) 北海道新聞廣告料
5 25	200 —			(金 錢) 竹村商店ヨリ掛金入
		520 —		金 錢
		200 —		營業費
		5 25		
		725 52		

第三形式

組織篇 内譯日記帳

帳 (1)

	元丁	諸 口	金 錢
十月八日			
店へ仕拂フ		150 —	2 50
	(金 錢)		
	(勉屋商店)		
ノ通リ毛布買入			250 —
	(金 錢)		
束手形満期ニ付現金ヲ仕拂フ			500 —
	(金 錢)		
		150 —	752 50
		752 50	
		902 50	
			金 錢

帳 (1)

	元丁	諸 口	金 錢
三月八日			
掛買ス		520 —	25
	(龜田商店)		
	(金 錢)		
	(金 錢)		5 —
	(竹村商店)		
		200 —	
		720 —	5 25
		5 25	
		—	
		725 25	
			金 錢

二七二



第六形式

組織篇 內譯日記帳

(1) 日記

金 錢	商 品	諸 口	元丁
		520	—
	430	430	—
350		350	—
		1300	—
			諸商金 口品錢

(1) 日記

店 費	金 錢	製 造	諸 口	元丁
			200	—
5			5	—
	120		120	—
		550	550	—
			875	—
				諸店金製 口費錢造

二七五

第五形式

組織篇 內譯日記帳

帳 (1)

元丁	諸 口	商 品	金 錢
	250		
	750	750	
	300		300
	1300		
			諸商金 口品錢

帳 (1)

元丁	諸 口	製 造	金 錢
	150		
	575		575
	150	150	
	875		
			諸店金製 口費錢造

二七四



形式ニ就テ  
説明

右形式の内、第一は單に内譯欄を金銭と諸口に分ち、一取引毎に記入するものなれど、第二は傳票を用ひ其傳票は日々之れを科目別に整理して、同一科目に屬するものを一箇所に蒐めたるものなり、第三は内譯欄を金銭及び諸口に分ちたるも其様式をや、異にし、第四は受方に營業費、金銭、諸口の三欄を設け、渡方に金銭と諸口を設けたる五桁の日記帳なり、また第五は受渡とも各自に金銭、商品、諸口の内譯欄を有し、第六は受方に店費、金銭、製造、諸口の四欄を、渡方に金銭、製造、諸口の五欄を有したる様式にて、其記入一般の方法は第三第四に同じとす。

すべて内譯日記帳に於て内譯欄を設けたる科目は、一日なりまた一ヶ月なり其營業に適宜の時期を定め、其金額を合計し一括して元帳轉寫をするものなれば、日記帳に記入する元帳丁数は、合計したる時の各科目の桁に記入し、毎取引の科目の桁には轉寫したる合印として✓を附すべし、而て諸口に於ける各科目の元帳丁数は、轉寫の都度一々記入すること、一般の場合に同じとす。

## 第二節 記帳 (其二)

六桁日記帳

茲に掲ぐる取引は罐詰製造所の販賣部に於ける營業にて、此販賣部には一定の資金なく、製品は常に本店より送來り、現金も入用なれば本店より送金し來る仕組とす、故に本店との貸借勘定には、本店と云ふ科目を用ひて一切の貸借を計理すべし。而て賣渡得意先は何れも交互計算の約あるものとし、それぞれ人名勘定を用ひ、其貸借は本店を経由せずして販賣部直接に之れを爲すものとす。

此取引を記入するには、金銭、商品、諸口に於ける六桁日記帳を用ひ、商品は日記帳に其科目を以て仕譯するも、元帳には更に細別したる各品類の欄を備へ之れに轉寫すべし、而て帳簿組織は單に日記帳及び元帳を以てし、補助簿は一切に用ひざることとす、若しそれ商品の出入に至りては、別に商品出入帳の如きを備へざるも、元帳の科目に於て之れを知るを得べし、委細は次に掲ぐる様式に就て見るべし。



(1) 商品		金 錢	諸 口	元丁	日 記
大 正 二 年					
(商 品)					
前月ヨリ繰越					
1317	500			4	松茸 大 8500 本
416	000			4	同 小 5200 本
455	000			5	筍 大 3500 本
300	000			5	同 小 5000 本
		120	000	✓	(金 錢)
					本店ヨリ現金受入
					五
			887	3	(盛岡商店)
					同店へ掛賣
					松茸 大 3500 本
					筍 大 1500 本
		190	000	✓	(金 錢)
					松島食料店へ現金賣
					筍 小 500 本
					松茸 小 1500 本
					廿
595	000				(商 品)
					本店ヨリ受入
				6	福神漬小 7000 本
					卅
			87	7	(營 業 費)
					荷造箱代現金拂
					本月分諸雜費現金拂
3083	500	310	000		974 500

帳

(1)

三月一日		元丁	諸 口	金 錢	商 品
	(本店)	1	2488	500	
@	.15				
@	.080				
@	.130				
@	.060				
	日				
	(本店)	1	120	000	
	日				
	(商品)				
@	.185	4			647 500
@	.160	5			240 000
	日				
	(商品)				
@	.080	5			40 000
@	.100	4			150 000
	日				
	(本店)	1	595	000	
@	.085				
	日				
	(金 錢)	✓		87	000
	35,000				
	52,000				
			3203	500	87 000
					1077 500



(2) 日 記

商品	金 銭	諸 口	元丁	記 載
		630 000	8	大正二年 (第一當座預金) 白石淺吉へ現金賣シ 松茸 大 3500 本
		350 000	9	(福島松之助) 同人へ掛賣ス 福神漬小 3500 本
				諸 口 會津屋へ賣渡ス 松茸 大 1500 本 筍 小 4500 本 福神漬小 3500 本
		1000 000	11	(受取口手形) 右代金
		457 500	10	(會津屋) 殘金ハ 冊
	1087 500		✓	(金 銭) 左ノ通現金入 (盛岡商店) (福島松之助)
		114 000	7	(營業費) 荷造箱代金現金拂 本月分諸雜費現金拂
		1000 000	1	(本 店) 現金一千圓也本店へ送付
	1087 500	3051 100		

帳 (2)

四月一日

元丁	諸 口	金 銭	商 品
			(商 品)
4			代金ハ直ニ當座預ス @ .180 630 000
			(商 品)
6			@ .100 350 000
			(商 品)
4			@ .180 270 000
5			@ .075 337 500
6			@ .100 350 000
			ノ内來三十日拂約手受入 掛勘定トス
			(諸 口)
3	887 500		同店ヨリ掛金入
9	200 000		同人ヨリ掛ノ内入
		114 000	(金 銭)
			59.000
			15.000
		1000 000	(金 銭)
	1087 500	1114 000	1937 500



\*印  
レニ書以ノ  
準以下行  
ズ之ハ

組織篇 内譯日記帳

(1) 本店

2					
4	30	金 錢 本店へ現金送付	2	1000	000
				1000	000
4	30	* 残 高	13	2490	000
				3490	000

(2) 金 錢

2					
3	30	諸 口 本月分計	1	310	000
4	30	" "	2	1087	500
				1397	500
				1397	500

(3) 盛岡商店

2					
3	5	商 品 同店へ掛賣	1	887	500

二八三

元帳

組織篇 内譯日記帳

(1) 本店

2					
3	1	商 品	1	2488	500
	2	金 錢	1	120	000
	20	商 品	1	595	000
				3203	500
4	30	損 益	12	286	500
				3490	000

(2) 金 錢

2					
3	30	諸 口 本月分計	1	87	500
	30	" "	2	1114	000
				1201	000
4	30	* 残 高	13	196	500
				1397	500

(3) 盛岡商店

2					
4	30	金 錢 同店ヨリ掛金入	2	887	500

二八二



(4) 松 茸

2				大		小	
3	1	本	店 前月ヨリ繰越	1	1317 500		
			大 850 @ .155	1		416 000	
			小 520 @ .080				
4	30	*損	益 大ノ分		1317 500	416 000	
"	"	*"	小ノ分		230 000	30 000	
					1547 500	446 000	

(5) 荷

2				大		小	
3	1	本	店 前月ヨリ繰越	1	455 000		
			大 3500 @ .130	1		300 000	
			小 5000 @ .060				
4	30	*損	益 大ノ分	12	455 000	300 000	
"	"	*"	小ノ分	12	45 000	77 500	
					500 000	377 500	

松 茸 (4)

2				大		小	
3	5	盛岡商店	掛賣	1	647 500		
			大 3500 @ .185				
"	10	金 錢	現金ニテ賣渡ス	1		150 000	
			小 1.00 @ .100				
4	1	第一當預	現金賣直ニ當預ス	2	630 000		
			大 3 00 @ .180				
"	20	諸 口	手形及掛ニテ賣渡ス	2	270 000		
			大 1500 @ .180				
4	30	* 残 高			1547 500	150 000	
			小 3700 @ .080	13		296 000	
					1547 500	446 000	

荷 (5)

2				大		小	
3	5	盛岡商店	掛賣	1	240 000		
			大 1500 @ .160				
"	10	金 錢	現金ニテ賣渡ス	1		40 000	
			小 500 @ .080				
4	20	諸 口	手形及掛ニテ賣渡ス	2		337 500	
			小 4500 @ .075				
4	30	* 残 高			240 000	377 500	
			*大 000 @ .180	13	260 000		
					500 000	377 500	



(6) 福 神 漬

2				小		大	
3	5	本 店	本店ヨリ送付	1		195	000
		小	7000 @ .085				
4	30	損 益	小ノ分	12		595	000
						105	000
						700	000

(7) 營 業 費

2					
3	30	金 錢	荷造箱代	35,000	
			諸 雜 費	52,000	1
4	30		荷造箱代	59,000	
			諸 雜 費	55,000	
				114	000
				201	000

(8) 第 一 當 座 預 金

2					
4	1	商 品	商品代ヲ當預ス	2	630
					000

福 神 漬 (6)

2				大		小	
4	7	福島松之助	掛賣	2		350	000
		小	3500 @ .100				
"	20	諸 口	手形及掛ニテ賣渡	2		350	000
		小	3500 @ .100				
						700	000
						700	000

營 業 費 (7)

2					
4	30	* 損 益		12	201
					000
					201
					000

第 一 當 座 預 金 (8)

2					
4	30	* 殘 高		13	630
					000



(9) 福島松之助

2				
4	7	商 品 掛賣代	2	350 000
				350 000

(10) 會津屋

2				
4	20	商 品 商品代ノ内掛	2	457 500

(11) 受取口手形

2				
4	20	商 品 商品代ノ内來廿日拂約手	2	500 000

福島松之助 (9)

2				
1	30	金 錢 掛金ノ内入	2	200 000
"	"	* 残 高	13	150 000
				350 000

會津屋 (01)

2				
4	30	* 残 高	13	457 500

受取口手形 (11)

2				
4	30	* 残 高	13	500 000



組織篇 内譯日記帳

(13) 損 益

2				
4	30	營業費	7	201 000
				201 000
4	30	*本店	I	286 500
				487 500

(14) 殘 高

2				
4	30	金 錢	2	196 500
"	"	松 茸 小	4	296 000
"	"	筍 大	5	260 000
"	"	第一當座預金	8	630 000
"	"	福島松之助	9	150 000
"	"	會津屋	10	457 500
"	"	受取口手形	11	500 000
				2490 000

二九二

元帳ノ綴キ

損 益 (12)

2				
4	30	松 茸 大	4	230 000
"	"	" 小	4	30 000
"	"	筍 大	5	45 000
"	"	" 小	5	77 500
"	"	福神漬 小	6	105 000
				487 500
				487 500

殘 高 (13)

2				
4	30	本 店		2490 000
				2490 000

組織篇 内譯日記帳

二九〇



日記帳

組織篇 內譯日記帳

商品	金 錢	諸 口	合 計
3083 500	310 000	974 500	4368 000
— —	1087 500	3051 500	4139 000
3083 500	1397 500	4026 000	8507 000

大正  
三  
四

元帳試算表

殘	計		計	殘
	1000 000	2/4:30	3203 500	
	1397 500	本 店	1201 000	
	1317 500	金 錢	1547 500	
	416 000	松 茸 大	150 000	
	455 000	同 小	240 000	
	300 000	同 大	377 500	
	595 000	同 小	700 000	
	887 500	福神濱 小	887 500	
	201 000	盛岡 商店	— —	
	630 000	營業 費	— —	
	350 000	第一當座預金	200 000	
	457 005	福島松之助	— —	
	500 000	會津 屋	— —	
	8507 000	請取口手形	8507 000	

二九三

試算表

組織篇 內譯日記帳

二年 月	合 計	諸 口	金 錢	商 品
	4368 000	3203 500	87 000	1077 500
	4139 000	1087 500	1114 000	1937 500
	8507 000	4291 000	1201 000	3015 000

元帳試算表

殘	計		計	殘
	— —	2/3:30	3203 500	
	310 000	本 店	87 000	
	1317 500	金 錢	647 500	
	416 000	松 茸 大	150 000	
	455 000	同 小	240 000	
	300 000	同 大	40 000	
	595 000	同 小	— —	
	887 500	福神濱 小	— —	
	87 000	盛岡 商店	— —	
	— —	營業 費	— —	
	— —	第一當座預金	— —	
	— —	福島松之助	— —	
	— —	會津 屋	— —	
	— —	請取口手形	— —	
	4368 000		4368 000	

二九二



第三節 記帳 (其二)

内譯日記帳  
補助帳簿

茲に内譯日記帳に添ゆるに補助帳簿を以てしたる帳簿組織の一例を示さんが爲めに、左に貸附金並に商品切手交換賣買に關する記帳を掲ぐ、此組織は元帳、日記帳の外に、貸附金臺帳、商品切手内譯帳等を要し、尙ほ貸附金には期日帳若くは期日表を備ふることゝす、而て記帳の突合せは日記帳に對して元帳試算表を要する外、元帳の貸附金及び商品切手と各自の内譯帳との突合せに、貸附金臺帳一覽表及び商品切手内譯一覽表とを作成することゝす。

例題

例題 大正二年七月十日 大阪 浪花商會

傳票一 い某へ現金五百圓也、貸附擔保勸業債券金一千圓也、期限九月三十日、形式約束手形

傳票二 左ノ通現金ニテ買入ル

一三越商品切手五圓券 拾五枚 此買直段金六十五圓也

傳票三 左ノ通現金ニテ買入ル

一三越商品切手十圓券 拾枚 此買直段金八拾五圓也

傳票四 左ノ通現金ニテ受渡ス

一三越商品切手十圓券 二枚 此賣直段金拾八圓也

傳票五 左ノ通交換シ差引金拾圓三十錢也現金ニテ仕拂フ

讓渡ノ分

一三越商品切手五圓券 三枚 此賣直段金拾四圓七十錢也

讓受ノ分

一石崎酒類切手三圓券 拾枚 此買直段金二十五圓也

以上

四桁日記帳

右營業に用ふる日記帳は、金錢、貸附金、商品切手、諸口を受渡に備へたる八桁日記帳の様式を用ふるも可なり、然れども斯の如き業務は割合に變化多く漸く錯雜なるものなれば、寧ろ金錢及び諸口の四桁内譯を採用するを便利とす、故に茲には其四桁日記帳によりたるものを掲げ、尙ほ取引



の仕譯は普通一般に了解し易きによる、是れ茲には記帳の体裁を示すを主とするものなればなり。而て元帳の記帳は繁雜を避け茲に之れを掲ぐることを略せり。

## 貸附金臺帳等

貸附金臺帳は借主別に口取して、其貸金と返金とを記入し、之れに添ゆるに担保品及び期限等の欄外記録を以てし、別に貸附金返濟期日表なるものを備へ、各借主の返濟期日を目せしむ、而て銀行等の如く貸附金の外に、受取若くは仕拂ふべきもの、口數多き處にては、期日帳なるものを備へ、一年三百六十五日別にし、受取若くは仕拂ふべき期日の口取りに、其大要と金高とを記入し、豫め資金運用の計算材料とするを、最も實際に便利なる方法とす。依て此期日帳の雛形は便宜茲に添て掲出したる就て見るべし。

## 商品切手内譯帳

商品切手内譯帳は、商品別にして切手の賣買を記入す、故に此口座は恰も商品勘定の如く計理するときは、各自に其損益勘定を知るを得べし、尤も此商品切手を其金額別にせんと欲せば、十圓券、五圓券、三圓券、二圓

## 帳簿ト帳簿トノ突合

券、一圓券の如く更に小別したる口取にするか、若くは商店別にしたる口座の金額欄をこれら小別の數丈増加して、所謂合併科目の形式にするも可なり。

元帳の貸附金と貸附金臺帳とを突合せ、又元帳の商品切手と商品切手内譯帳とを突合す爲め、便宜時機を見計らひ補助帳簿の計算尻を集めて一覽表を作り、元帳との突合せ檢算をなすと同時に、貸附金又は商品切手の記帳現況を見ることは、此組織の實際に於て必要にして且つ便益ある一手續なりとす。

## 金銭及ビ振替日記帳ニ就テ

却説、茲に掲げたる内譯日記帳は、また其營業の都合により金銀欄に記入する取引を蒐めて一記帳とし、諸口欄に記入する取引を蒐めて別に一帳簿とし、前者を金銭日記帳と云ひ後者を振替日記帳と稱することあり、また其仕譯を金銭本位とする時は、銀行等に於て用ふる日記帳の形式ともなるものなれば、後章示す所の金銭本位の金銭日記帳、分合日記帳と比較對照すべし。



(1) 日記帳

引合	傳番	7/10	元丁	内丁	金 錢	諸 口
		擔保貸付金				
1	金	錢 い某へ貸付金	3	1		500 —
		商品切手				
2	金	錢 三越切手買入	4	1		65 —
3	"	"	4	1		85 —
5	諸	口 石崎切手買入	4	2		25 —
4		金 錢				
		商品切手 三越切手賣渡			18 —	
					18 —	675 —
		金 錢	2			18 —
						693 —

帳 (1)

引合	傳番	7/10	元丁	内丁	金 錢	諸 口
		金 錢				
1	擔保貸付金	い某へ貸付	✓		500 —	
2	商品切手	三越切手買入	✓		65 —	
3	"	"	✓		85 —	
5	"	切手交換差金	✓		10 30	
		商品切手				
4	金 錢	三越切手賣渡	4	1		18 —
5	商品切手	切手交換	4	1		14 70
					660 30	32 70
		金 錢	2			660 30
						693 —







商品切手内

三越商品切手

傳番	月	日	日	受	渡
2	1	10	現金買入 五圓券 15枚	65	—
3	"	"	" 十圓券 10枚	85	—
4	"	"	現金賣渡 十圓券 2枚		18
5	"	"	石崎卜交換 五圓券 3枚		14 70

組織篇 内譯日記帳

石崎酒類切手

傳番	月	日	日	受	渡
5	7	10	三越卜交換 三圓券 10枚	25	—

傳番	月	日	日	受	渡

三〇三

期日帳

九月廿七日

入	出

九月廿八日

入	出

九月廿九日

入	出

九月三十日

入	出
い某ヨリ 貸附金 500	—

組織篇 内譯日記帳

三〇二



内譯一覽表

貸附金臺帳一覽表

	貸 金	入 金
い 某	500 —	

商品切手内譯一覽表

	買 入	賣 出
三越商品切手	150 —	32 70
石崎酒類切手	25 —	

第六章 金銭日記帳

第一節 金銭日記帳(金銭本位)

金銭出入帳  
ノ仕譯還元

金銭出入帳の受方は入金を記入するものなるが故に、之れが仕譯を還元する時は、受方は金銭にして、渡方は摘要欄に記入せられたる諸科目なるが故に、之れを一括して云へば、受方金銭渡方諸口なり、また金銭出入帳の渡方は出金を記入するものなるが故に、之れが仕譯を還元する時は、受方は摘要欄に記入せられたる諸科目にして、渡方は金銭なるを以て、即ち受方諸口渡方金銭なり。

金銭出入帳  
寫リ直接轉

故に若し此金銭出入帳より直に元帳へ轉寫せんとせば、金銭受入の合計を金銭勘定の受方へ記入し、之れが渡方となる各科目は夫れ夫れの渡方へ記入し、次に金銭仕拂の合計を金銭勘定の渡方へ記入し、之れが受方となる各科目は夫れ夫れの受方へ記入すべし、斯くの如くする時は、金銭出入



に關する取引は、日記帳を経ず直ちに此金銭出入帳より元帳へ轉寫するを得べし。

振替勘定ニ就テ

故に金銭出入の多き營業にては、此金銭出入帳より直に元帳へ轉寫するを便とすれど、如何なる營業にも金銭出入以外の取引はあるもの故、此金銭出入以外の取引を如何に勘定すべきやを考へざるべからず、於之乎金銭以外の取引は金銭を媒介勘定として對消法を用ふるの仕譯出づ、此仕譯は金銭以外の取引を一先づ金銭勘定に關係せしめ、更に金銭勘定にて消約するものなり、例へば甲某へ仕拂ふべき金を乙某に仕拂はしめたりとせば、當方に於ては差引き一錢の金銭も出入なき振替勘定なれど、これを乙某より現金を受入れ、更に之れを甲某へ仕拂ひたる如く取扱ひ、結局金銭を取引の媒介とし、其出入の金銭を對約して甲乙の振替勘定をなすが如き其一例なり。

媒介勘定對消ノ例

尙ほ参考の爲めこれに關する二三の例を擧げんか、甲某より商品を掛買する時は、甲某より現金を借入れ其現金にて商品を買入れたる如くに取扱ひ、丙某へ商品を掛賣したりとせば、丙某へ現金を貸附し、其現金にて商品を賣捌きたる如く取扱ふべし、また賣掛金に對して約束手形を受入る時は、賣掛先より現金を受入れ、其現金を貸與して受取口手形と引替へに入れたる如く取扱ひ、商品を買入れ其代金として約束手形を渡したるときは、仕拂口手形を仕出して現金を受入れ、其現金にて商品を買入れたる如く取扱ふなり。

金銭ヲ媒介トシタル日記帳

斯の如くに金銭出入以外の取引を金銭勘定に關係せしめて、更に金銭勘定にて消約する方法を用ふる時は、金銭出入帳は實際に現金の出入ある取引も、また振替による取引も之れを併せて記入するを得るが故に、營業一切の取引はすべて此金銭出入帳に記入し、之れによりて元帳轉寫をなして會計の計理をなすを得べし、此仕組による金銭出入帳を稱して、金銭本位の金銭日記帳と云ふ。

金銭本位の金銭日記帳の形式一二を左に掲ぐ、先づ之れを前章内譯日記帳の記帳其二に示めしたる日記帳と對照すべし。



(1) 日記

引合	傳番	7/10	元丁	振替	現金
		商品切手			
	4	三越切手賣渡	4		18 -
	5	"	4	14 70	
		前日残高		14 70	18 -
				14 70	5600 -
				14 70	5618 -

\*印ノ行ハ  
朱書

第一形式

帳 (1)

引合	傳番	7/10	元丁	振替	現金
		擔保貸附金			
	1	い某へ貸附金	3		500 -
		商品切手			
	2	三越切手買入	4		65 -
	3	"	4		85 -
	5	石崎切手買入	4	14 70	10 30
		* 本日残高		14 70	660 30
					4957 70
				14 70	5618 -



(1) 日 記

傳番	振替摘要	7/10	元・丁	振替	金 銭	合 計
4	(商品切手)				18 -	
5	三越切手賣渡			14 70		32 70
	"					
	前日残高			14 70	18 -	32 70
					600 -	5600 -
				4 70	5618 -	5632 70

帳 (1)

傳番	振替摘要	7/10	元・丁	振替	金 銭	合 計
1	(擔保貸附金) い某へ貸附金				500 -	500 -
2	(商品切手) 三越切手買入				65 -	
3	"				85 -	
5	石崎切手買入			14 70	10 30	175 -
				14 70	660 30	675 -
	*本日残高				4957 70	4957 70
				14 70	5618 -	5632 70



金銭本位ノ  
日記帳ニ就  
テ

組織篇 金銭日記帳

三二二

右に掲げたるものは、金銭本位による内譯日記帳を、普通仕譯の金銭日記帳と比較せしめんが爲め、便宜記帳の取引を、第五章内譯日記帳の第三節記帳其二と同様にしたり、今此第一形式を一見するに、前者には金銭勘定の仕譯ありて後者には之れなきも、其大体大に類似するが如し、然れども就て之れを點檢すれば、全く彼此相反對するが如き觀あるあり、即ち内譯日記帳の渡方に於ける説明科目は、金銭日記帳の受方にあるものをふくみ、内譯日記帳の受方に於ける説明科目は、金銭日記帳の渡方にあるものを含む。

是れ即ち、内譯日記帳は普通の受渡仕譯により、また金銭日記帳は金銭本位の仕譯によりて記帳したるより起りたる差異にて、恰も其仕譯記帳反對の如く見ゆるも、内譯日記帳の受方と渡方にある科目は、其儘元帳科目の受方と渡方に轉寫せられ、金銭日記帳の説明科目は其本位としたる金銭勘定と反對し、換言すれば此帳簿の渡方にある説明科目は、元帳の其受方に、また此帳簿の受方にある説明科目は、元帳の其渡方に轉寫すべきを以

普通ノ内譯  
日記帳ト金  
銭本位ノ日  
記帳トノ差  
異

金銭本位ノ  
日記帳ヨリ  
轉寫ノ手續  
キ

て、結局元帳に於ける科目の受渡記入は同一となるなり。

即ち金銭日記帳より元帳勘定へ轉寫の手續を更に云へば、第一に金銭日記帳の其日の受方合計を元帳の金銭受方に記入し、其日の渡方合計を元帳の金銭貸方へ記入し、第二に金銭日記帳の受方にある説明科目は、金銭に反對したる科目故に、元帳に於ける各自科目の渡方に記入し、第三に金銭日記帳の渡方にある説明科目は、金銭に反對したる科目故に、元帳に於ける各自科目の受方に記入するなり、斯の如く此帳簿の摘要欄内にある科目は、何れも其記入帳簿の受渡と反對に記入するが故に、普通仕譯の日記帳とは其趣きを異にするなり。

第一形式の金銭日記帳は、取引を一取引毎に元帳へ轉寫する例を採用したれど、若し營業の仕掛大にして、各科目には大中小の區別をなしそれこれに内譯明細臺帳等を備ふる所に在つては、第二形式の如く更に合計の金銭欄を増加し、一科目（即ち大科目）毎に合計を出して、總元帳記入を便ならしむるも可なり、但し此形式によりたる總元帳は唯數字を總括するに

第一形式  
ノ説明

組織篇 金銭日記帳

三二三



便なるも、其帳簿に就て科目の内容を明かにする能はざる不便あり、故に會計組織の大なる所に於て之れを總括會計に用ふるか、若くは銀行業の如き常に同一取引を繰返へし、而も其取引の性質明白なる會計に用ふるを適當なりとす。

而て左に掲ぐる第三第四形式は、振替と現金とを込み書きにして、唯入と出とを區別したる金銭日記帳なり、此形式は前出の如くに振替と現金出入とを一目明瞭ならしめずと雖も、單に金銭出入より推し凡ての取引を仕譯記帳せしむる場合には、敢て進歩したる形式にあらざれどもまた用ふるを得べし、蓋し金銭日記帳は金銭の出入によりて取引の受渡を仕譯するものなるが故に、比較的に簿記思想の幼稚なる記帳者に之れを用ひ、複式により帳簿を記帳結算せしむるに便なり、而て此形式は直ちに現金の出入と其残高を知る能はずと雖も、一日一日に合計して前日残高等を加減するときは、其日の現金残高を知り、之れを手許有金と引合はして、記帳若くは取引金銭の誤謬なきを得べし。

(1) 日記帳

引合	傳番	7/10	元丁	入	出
	1	(擔保貸附金) い某へ貸附 (商品切手)			500 —
	2	三越切手買入 (商品切手)			65 —
	3	三越切手買入 (商品切手)			85 —
	4	三越切手賣渡 (商品切手)	18	—	
	5	三越切手交換 (商品切手)	14	70	
	5	石崎切手交換			25 —
		前日残高	32	70	675 —
		* 本日残高	5600	—	4957 70
			5632	70	5632 70



日記帳 (1)

引合	傳番	目 科	7/10	元丁	入	金
	1	擔貸金	い某へ貸附			500 —
	2	商切手	三越切手買入			65 —
	3	商切手	" "			85 —
	4	商切手	" 賣渡		18 —	
	5	商切手	" 交換		14 70	
	5	商切手	石崎切手交換			25 —
					32 70	675 —
		残 高	前日残高		5600 —	4957 70
*		残 高	本日残高			5632 70

第二節 記帳

金銭日記帳と用ふる所に於て傳票を用ふる場合は、金銭本位より成る入金及び出金の兩傳票、若くは入金、出金、及び振替の三傳票を用ふるを便とす、而て是等傳票に關することは、既に帳簿篇第一章傳票の第二節に其大略を説明したれば、茲には此内の振替傳票の用法に就き、少しく記述すべし。

振替傳票には一部の振替ありまた全部の振替あり、一部振替とは振替の節其一部を現金にて受渡するものにて、全部振替とは單に科目の變更に止まるものを云ふ、譬へば商品を買入れ其代金全額を現金にて仕拂ふ時は、之れを出金傳票に記入するも、若し其代金の半額を現金にて仕拂ひ半額を掛勘定とする場合は、之れを振替傳票に記入して一部振替をなすを通例とす、尤も此場合に於て代金の全部を振替傳票に仕出し、支拂ひたる現金は之れを仕拂傳票にするも可なり。



振替傳票ノ  
書略

故に振替傳票は其取引の如何により、一部振替は入金若くは出金傳票を同時に仕出して、其殘額に對し全部振替とするを得、また全く振替傳票を廢し、單に入金及び出金の兩傳票により間接の振替をなすを得べし、例へば銀行業に於て、手形割引により預金の根込みありたる時は、之れを割引手形全額の貸付と、割引料の收入と、割引料を差引きたる殘額の預金との三取引とし、第一に出金、第二に入金、第三に入金傳票を用ひて振替傳票を略すを得、若くは割引手形の全額を出とし割引料と當座預金とを入にしたる全部振替の傳票とするを得べく、其他の場合に於ける傳票の用法は之れに就て考ふべしと雖も、同一營業に於ける傳票の用法は區々に涉らざるを可とす、然らざれば後日引合等に不便多く、時に會計に混雜を生せしむることなしとせず。

例題

例題 大正二年六月一日

- 傳一 現金元入金五百圓也  
傳二 資本主更に營業家屋及び附屬物一式此代金一千二百五十圓也並に

營業什器此代金六百七十五圓也元入ス

傳三 山本權兵衛ニ係ル資本主へ私借金五百圓也店方へ引受ク

傳四 森田熊太郎(資本主)振出小田十兵衛宛來七月十五日拂ノ約束手形此額面金五百圓也店方へ引受ク

傳五 第三銀行當座預金三千七百圓也森田熊太郎(資本主)ヨリ店方へ振替

傳六 柳屋商店ヨリ商品代金三百五十圓也現金ニテ買入ル

傳七 第三當座預金ノ内金五百圓也小切手ニテ引出ス

傳八 營業費仕拂引當トシテ現金百五十圓也假出ス

以上

右取引を金銭日記帳へ記入したる様式を左に掲ぐ、而て之れに伴ふ元帳は、唯其轉寫の一斑を示すこととして略形式を用ひたるが故に、其心して見るべし、尙ほ参考の爲めに記帳試算の日計表を之れに添ゆ。







元帳ノ續キ

組織簿  
金銭日記帳

(5) 營業家屋

金銭日記帳ヨリ	1250	—			受	1250	—
---------	------	---	--	--	---	------	---

(6) 營業什器

金銭日記帳ヨリ	675	—			受	675	—
---------	-----	---	--	--	---	-----	---

(7) 借入金

金銭日記帳ヨリ			500	—	渡	500	—
---------	--	--	-----	---	---	-----	---

(8) 支拂口手形

金銭日記帳ヨリ			500	—	渡	500	—
---------	--	--	-----	---	---	-----	---

三三三

元帳

資本 (1)

金銭日記帳ヨリ	1000	—	6125	—	渡	5125	—
---------	------	---	------	---	---	------	---

第參當座預金 (2)

金銭日記帳ヨリ	3700	—	500	—	受	320	—
---------	------	---	-----	---	---	-----	---

商品 (3)

金銭日記帳ヨリ	350	—			受	350	—
---------	-----	---	--	--	---	-----	---

假出 (4)

金銭日記帳ヨリ	150	—			受	150	—
---------	-----	---	--	--	---	-----	---

組織簿  
金銭日記帳

三三三



元帳ノ續キ

日計表

金 錢 (9)

金銭日記帳ヨリ	7625	—	7125	—	受	500	—
---------	------	---	------	---	---	-----	---

日 計 表  
(大正二年六月一日)

第三當座預金	3200	—	資 本	5125	—
商 品	300	—	借 用 金	500	—
假 渡	150	—	支拂口手形	500	—
營業家屋	1250	—			
營業什器	675	—			
金 錢	500	—			
	6125	—		6125	—

第七章 分合日記ノ組織

第一節 分合日記ノ仕組

分合日記ノ組織

金銭日記帳は金銭勘定を媒介として、現金受拂の取引の外に振替の取引をも併せて記入す、故に營業の便宜によりては此金銭日記帳を、金銭日記帳及び振替日記帳の二冊とし、金銭日記帳には實際現金受拂の取引を記入し、振替日記帳には振替に關する取引を記入し、何れも主要帳簿として元帳に直接關係を有せしむるを得べし、また普通仕譯による内譯日記帳も其取引が現金なると振替なるとにより帳簿を別にして、現金日記帳と振替日記帳とを作るを得べし、斯の如く取引の種類により各自に日記帳を備へ、何れも主要帳簿として元帳轉寫の用に充つるもの、之れを分合日記の組織と云ふ、分合とは取引の種類によりて記入帳簿を分つも、之れを合して總体の日記帳たらしむる謂ひなり。



前に述べたる普通仕譯による金銭日記帳及び振替日記帳、また金銭本位による金銭日記帳及び振替日記帳は、分合日記組織の單純なるものにて、此外其營業の組織によりては、金銭出入帳、賣上帳、及び増補日記帳なるものを以て分合日記を組織し、或は金銭出入帳、賣上帳、仕入帳、及び増補日記帳を以て分合日記を組織し、或は銀行の日記帳、日締帳、増補日記帳を以て分合日記組織をなすが如く、其組織は營業の如何によりて漸次複雑するもの少なからず。

之れを要するに營業組織の漸く大なるに従ひ、元帳及び主要帳簿の日記帳の外、業務の分担者は各自に帳簿を備へて所謂補助帳簿なるものを要すること多し、然れば取引は一々之れを傳票に記入せられ、次に各自の補助帳簿に記入せられ、更に日記帳に記入せられて元帳にまたたく轉寫するが故に、たとへ其記入に精粗の斟酌あるも、常に重複に重複の手續きを加ふるものと謂はざるべからず、故に此場合に於ける日記帳を廢し、直に各自の専門帳簿より元帳へ寫轉するは、大に記入の勞力と時間とを節約するを

得べし、分合日記の組織が最も廣く會社銀行に採用さるゝは、蓋し其會計組織に當適して大に記帳計算を比較的簡便ならしむるが故なり。

然れども茲に注意すべきは、其普通仕譯によると金銭本位の仕譯とに拘らず、すべて金銭日記帳と振替日記帳を以て分合日記を組織するものは、全く總括會計を一箇所に集むるに便なるも、金銭出入帳、仕入帳、賣上帳等を以て形造れる分合日記は、勢ひ總括會計の主要部分を分離せしめ、僅かに之れを元帳に集中するも、其勘定の内容は元帳それ自身にて明細ならしむ能はざるが故に、前者は會計を集約的にするも、後者は之れを粗放的ならしむるものなり。

普通仕譯による分合日記の組織及び金銭本位の仕譯による分合日記の組織に就ては、前已に説明したる所により之れを了會し得べきが故に、茲には之れを略して、直に金銭出入帳、仕入帳、賣上帳等を以てする分合日記の組織に就き、其簿記の方法を述べし。

金銭出入帳の受方は金銭受方にて諸口渡方なり、また其渡方は金銭渡方



にして諸口受方なり、之れと同一理に商品の仕入帳は商品受方にして、之れに對する相手科目は渡方なり、また商品の賣上帳は商品渡方にして、之れに對する相手科目は受方なり、故に仕入帳の合計は之れを商品の受方に記入し、相手科目は夫れ夫れの渡方に記入し、賣上帳の合計は之れを商品の渡方に記入し、相手科目は夫れ夫れの受方に記入する時は、また日記帳を経ずして、仕入賣上の兩帳簿より直接に元帳へ轉寫するを得べし。

然れば今、金錢出入帳、仕入帳、賣上帳の三帳簿を主要帳簿として、直接にこれらの帳簿より元帳へ轉寫せんか、茲に記入上に一の障礙あり、例へば現金にて商品を賣渡すことせば、金錢出入帳よりは受方金錢渡方商品の仕譯によりて元帳に轉寫せられ、また賣上帳よりも渡方商品受方金錢の仕譯によりて元帳に轉寫せられ、同一取引を二重に元帳へ轉寫することゝなるべし、金錢仕入帳は金錢出入に關する取引を記帳するものにて、賣上帳は商品賣上を記入するものなるが故に、共に此兩帳簿への記入を省くべからず、然ればとて此儘にする時は、常に金錢の受方と商品の渡方は元帳に

記入上ノ障  
害

於て重複記入となるべし、而て此重複轉寫は常に現金賣商品の場合に於てのみならず、現金にて商品を買入るゝ時も然り、故に之れを避くる方法を考へ元帳轉寫の重複せざる様すべし。

右元帳の重複轉寫を避くるに、普通用ひらるゝ方法二あり、第一は重複記入の間に媒介勘定の對消法を用ふることにて、第二は各帳簿をして其主眼とする科目を、其帳簿のみにより轉寫し、他の帳簿よりは一切轉寫せしめざることなり、例へば商品を現金にて賣捌きたる場合により此兩法を説明するに、第一法によれば、賣上帳には其買受けたる人名を説明科目として記入し、金錢出入帳には其人名より金錢を受取りたる如く記入して、拾も一旦掛賣し更に其代金を受入れたる如くに、人名を媒介勘定に用ひて對消せしむるなり、第二法によれば、金錢出入帳は金錢の受渡を元帳へ轉寫し、商品受渡に關することは仕入及び賣上帳より轉寫せしむる仕組を採用するなり。

重複轉寫ヲ  
避クル法



第二節 記帳 (其二)

媒介對消法  
ヲ用ヒタル  
即帳

茲に金錢出入帳、仕入帳、賣上帳を以て分合日記の組織をなし、金錢と商品の重複轉寫を避くる爲めには、人名の媒介勘定對消法を用ひ、金錢及び商品以外の取引は金錢の媒介勘定對消法により金錢出入帳に記入して、増補日記帳を略したる記帳の一斑を示すべし。

例題

例題 大正元年十月五日

- 一 山田銀行當座預金三千圓也元入
- 一 兵庫屋ヨリ掛ニテ買入ル
  - 一 さくらビール 五拾箱 金八圓五十錢替
- 一 明石松兵衛へ掛ニテ賣渡ス
  - 一 さくらビール 二拾箱 金八圓九十錢替
- 一 岡山商店へ現金ニテ賣渡ス
  - 一 さくらビール 拾五箱 金八圓九十錢替

- 一 店用離費仕拂現金拾五圓也
  - 一 日本麥酒會社ヨリ掛ニテ買入ル
    - 一 さくらビール 三百箱 金八圓二十錢替
    - 一日の出ビール 壹百箱 金八圓替
  - 一 博多港玉島武雄へ八月三十日拂約束手形ニテ賣渡ス
    - 一 さくらビール 三百箱 金八圓八拾錢替
  - 一 明石松兵衛ヨリ賣掛代金ヲ現金ニテ受入ル金百七十八圓也
  - 一 兵庫屋へ掛買代金ノ内現金ニテ仕拂フ金二百圓也
  - 一 店用雜費仕拂現金拾圓也
  - 一 本月分家賃ヲ仕拂フ現金五拾圓也
  - 一 新聞廣告料ヲ仕拂フ現金二拾圓也
  - 一 廣告印刷費ヲ仕拂フ現金五圓也
- 以上



仕入帳

(1) 仕入帳

組織篇  
分合日記ノ組織

元	1/10:5			
9	兵庫屋 掛ニテ買入ル			
	さくらビール 50 箱 @ 8.50		425	—
10	日本麥酒會社 掛ニテ買入			
	さくらビール 300 箱 @ 8.20	2460	—	
	日の出ビール 100 箱 @ 8.00	800	—	3260
3				3685

\*印ノ行ハ  
朱書

金錢出入帳

金錢出入帳 (1)

組織篇  
分合日記ノ組織

元	1/10:5		
1	資本 山田銀行當座預金	3000	—
2	當預 資本主元入		3000
4	岡山商店 現金ニテ商品ヲ賣渡ス	133	50
5	營業費 店用雜費ヲ仕拂フ		15
6	玉島武雄 商品ヲ約手ニテ賣渡ス	2640	—
7	受取口手形 玉島武雄八月卅日約手		2640
8	明石松兵衛 賣掛金受入	178	—
9	兵庫屋 掛買金ノ内拂		200
5	營業費 店用雜費ヲ仕拂フ		10
5	" 本月分家賃ヲ仕拂フ		50
5	" 新聞廣告料ヲ仕拂フ		20
5	" 廣告印刷費ヲ仕拂フ		5
		5951	50
11	* 殘高 六日ノ繰越		5940
		5951	50
	10:6		
	殘高 五日ヨリ繰越	11	50



元帳

(1) 資 本

		1/10:5			
金 <sup>1</sup>	山田銀行當座預金元入		3000	—	

(2) 當 預

		1/10:5			
金 <sup>1</sup>	資本主元入		3000	—	

(3) 商 品

		1/10:5			
仕 <sup>1</sup>	仕上帳ノ通リ		3685	—	
賣 <sup>1</sup>	賣上帳ノ通リ				2951 50

組織篇 分合日記ノ組織

三三五

賣上帳

賣 上 帳

(1)

		1/10:5			
元	明石松兵衛 掛ニテ賣渡ス				
8	さくらビール 20箱 @ 8.90			178	—
4	岡山商店 現金ニテ賣渡ス				
	さくらビール 15箱 @ 8.90			133	50
6	玉島武雄 八月卅日拂約手ニテ				
	さくらビール 30箱 @ 8.80			2640	—
3				2951	50

組織篇 分合日記ノ組織

三三四



元帳ノ續キ

組織篇 分合日記ノ組織

(7) 受取口手形

		1/10.5			
金1	玉島武雄振出来八月卅日約手		2640	—	

(8) 明石松兵衛

		1/10.5			
賣1	掛ニテ賣渡ス		178	—	
金1	賣掛金入				178 —

(9) 兵庫屋

		1/10.5			
仕1	掛ニテ買入				425 —
金1	掛金ノ内拂		200	—	

三三七

元帳ノ續キ

組織篇 分合日記ノ組織

岡山商店 (4)

		1/10.5			
賣1	現金ニテ商品ヲ賣渡ス		133	50	
金1	"				133 50

費業營 (5)

		1/10.5			
金1	店用雜費ヲ仕拂フ		15	—	
金1	"		10	—	
金1	本月分家賃ヲ仕拂フ		50	—	
金1	新聞廣告料ヲ仕拂フ		20	—	
金1	廣告印刷費ヲ仕拂フ		5	—	
			100	—	

島玉武雄 (6)

		1/10.5			
賣1	商品ヲ約手ニテ賣渡ス		2640	—	
金1	"				2640 —

三三六



元帳ノ續キ

日計表

日本麥酒會社 (10)

仕1	掛ニテ買入ル	1/105	3200	—
----	--------	-------	------	---

金 錢 (11)

金1	金錢出入帳ノ通り	1/105	5951 50	5940	—
----	----------	-------	---------	------	---

日 計 表  
(大元正年十月五日)

當 預	3000	—	資 本	3000	—
商 品	733	50	兵 庫 屋	225	—
營 業 費	100	—	日本麥酒會社	2360	—
受取口手形	2610	—			
金 錢	11	0			
	6182	—		6485	—

第三節 記 帳 (其二)

第二法ニヨリ重複轉寫ヲ避ク記帳

茲に示す記帳は、金錢出入帳、仕入帳、賣上帳、及び増補日記帳を以て成れる分合日記の組織にて、元帳の重複轉寫を避くる爲めには第二法を用ふ、此場合に於ける第二法は、金錢出入帳に商品に對する取引金高を記入する別欄を増設して他の取引と區別し、また仕入帳及び賣上帳には、金錢を相手としたる取引金高を記入する別欄を増設して他の取引と區別するなり、而て増補日記帳と稱するものは、金錢及び商品以外が取引となりて、金錢出入帳、仕入帳若くは賣上帳の何れへも記入する能はざるものを記帳するものにて、即ち前節に於ては金錢出入帳に於て、金錢の媒介對消によりて記入したるものを、茲には別に振替日記帳を備へて、之れが記入をなすものと知るべし。

轉寫ノ手續

是等諸帳簿より元帳への轉寫は、金錢出入帳より金錢の受拂金高及び商品以外の科目を、夫れ夫れ元帳へ轉寫し、また仕入帳及び賣上帳よりは商



品の仕入及び賣上金高、並に金銭に關せざる科目を夫れ夫れ元帳へ轉寫するなり、故に商品を現金にて買入れたる如きは、其一部即ち買入れの商品は仕入帳より元帳へ、また其一部即ち仕拂ひたる商品代は金銭出入帳より元帳へ轉寫せられ、恰も一取引を二分して各自本來の帳簿より元帳へ轉寫して、轉寫の重複を避くることとなるなり。

増補日記帳

茲に増補日記帳と稱するものは、前に述べたる如く金銭受拂以外の振替日記帳にて、其形式は之れを普通受渡の仕譯によるも可なれど、次に掲ぐるものは金銭本位の仕譯による振替記帳を示せり、是れたゞ記帳及び轉寫の統一を保ち、實際に當りて或は記帳及び轉寫の混雜を避くるに便なるを慮りたるものなり。

例題

例題

大正二年十一月

森田小賣部

一日 本店ヨリ受入

- 一 一等白米 十五石 此代金二百廿五圓也
- 一 二等白米 十一石 此代金百四十五圓也

同日

本店ヨリ請入

一 現金拾五圓也

同日

現金賣

- 一 一等白米 三石五斗 金十七錢替 五九、五〇〇
- 一 二等白米 五石八斗 金十六錢替 九二、八〇〇
- 一 三等白米 五石 金十五錢替 七五、〇〇〇
- 一 四等白米 拾五石 金十四錢替 二一〇、〇〇〇

同日

市村五兵衛へ掛賣ス

- 一 二等白米 五斗 金十六錢替 八、〇〇〇

二日

現金賣

- 一 四等白米 五石 金十四錢替 七〇、〇〇〇

同日

二川六藏へ掛賣



組織簿 分合日記ノ組織

三四二

同日	一二等白米 三斗五升	金十六錢替	五、六〇〇
同日	三田村金太郎へ掛賣		
	一三等白米 四石五斗	金十五錢替	六七、五〇〇
三日	現金賣		
	一三等白米 八斗五升	金十五錢替	一二、七五〇
四日	現金賣		
	一四等白米 三斗五升	金十四錢替	四、九〇〇
五日	本日迄ノ雜費		
	一現金仕拂金一圓廿五錢也		
同日	本日殘金ヲ本店へ返附ス		
	一現金五百三十八圓七十錢也		
同日	本日仕拂フベキ借家料		
	一未納家賃金拾五圓也		
	以上		

右説明

右は白米小賣部の取引にて、此小賣部は本店を有して商品は概ね此本店より荷受け、また現金に入用あれば本店より供給を受く、然れども小賣部は自己の収益を以て自己の経費を支辨する特別經濟とするが故に、家屋其他の雜費にて小賣部の負擔すべきものは、之れを小賣部の營業費として計理す、而て此小賣部は直接に他店との貸借は許されざるも、小賣掛勘定に限り小賣部の帳簿にて整理しゆくものとす。

此小賣營業に於ける日々の小賣明細は、別に小賣カード等の設備ありて日々之れを計理し、其計算尻を此賣上帳等に記入するものとし、結局仕入帳、賣上帳、金錢出入帳、増補日記帳を主要帳簿とし、之れを總括するに元帳を以てする仕組とせり、而て此營業の金錢出入帳渡方の特別欄は、之れを商品とせず代ゆるに營業費を以てするを便とす、如何となれば本店を有する小賣部には、商品の爲めに現金仕拂の取引なければなり、然れども茲にて引續き説明の便宜上、商品を以て假りに其特別欄に充てたる故、其心して見るべし。



組織篇 分合日記ノ組織

(1) 金 錢

引合	日	2/11		元丁	商 品	諸 口
	1	本 店	受入現金	1		15 —
	"	商 品	小賣代金		437 30	
	2	"	"		70 —	
	3	"	"		12 75	
	4	"	"		4 90	
					524 95	15 —
						524 95
				2		539 95

金錢出入帳

出 入 帳 (1)

引合	日	2/11		元丁	商 品	諸 口
	5	營 業 費	現金仕拂高	7		1 25
	"	本 店	本店へ送附	1		538 70
						539 95
				2		539 95

組織篇 分合日記ノ組織



仕入帳

(1) 仕入帳

組織簿  
分合日記ノ組織

引合	日	2/11	金 錢	諸 口
1		本店 本店ヨリ受入	1	
		一等白米 15石 225.-		
		二等" 11" 145.-		
		三等" 25" 350.-		
		四等" 50" 650.-		1370 -
			3	1370 -

三四七

売上帳

賣上帳 (1)

組織簿  
分合日記ノ組織

引合	日	2/11	元丁	金 錢	諸 口
1		金 錢 現金賣			
		一等白米 3石50 @ .170 59.50			
		二等" 5"00 @ .160 92.80			
		三等" 15"00 @ .150 75.-			
		四等" 15"00 @ .140 210.-		437 30	
1		掛賣(市村五平)	4		
		二等白米 50石 @ 160			8 -
2		金 錢 現金賣			
		四等白米 5石 @ 140		70 -	
"		掛賣(二川六藏)	5		
		二等白米 石35 @ 160			60
"		掛賣(三田村金太郎)	6		
		三等白米 4石50 @ 150			67 50
3		金 錢 現金賣			
		三等白米 石85 @ 150		12 75	
4		金 錢 現金賣			
		四等白米 石25 @ 140		4 90	
				524 95	81 10
					524 95
			3		606 05

三四六



組織篇 分合日記ノ組織

(1) 本店

		2/11					
1	商品	受入	仕1	1370	—		
1	金銭	現金入	金1	15	—		
5	"	本店へ送附現金	金1	528	10	渡	846 30

(2) 金銭

		2/11					
5	諸口	金銭出入帳	金1	539	95	539	95

(3) 商品

		2/11					
1	本店	受入	仕1	1370	—		
"	諸口	賣上帳	賣1			606	05 受 763 95

(4) 掛賣 (市村五平)

		2/11					
I	商品	二等米五斗代	賣1	8	—	受	8 —

増補日記帳 (1)

組織篇 分合日記ノ組織

引合	日	2/11		元丁	入金	出金
	5	未拂金	借家料未拂分	8	15 —	
	"	營業費	本日仕拂フべき分	7		15 —
					15 —	15 —



元帳試算表  
(大正二年十一月五日現在)

		残高	
本店	現金		846 30
商品	768 95		
營業費	16 25		
未拂金		15	
掛賣(市村五平)	8		
" (仁川六藏)	5 60		
" (三田村金太郎)	67 50		
	861 30	861 30	

組織篇 分合日記ノ組織

掛賣 (二川六藏) (5)

		2/11	
2	商品 二等米三斗五升代賣	1 5 60	受 5 60

掛賣 (二田村金郎) (6)

		2/11	
2	商品 三等米四百五斗代賣	1 67 50	受 67 50

營業費 (7)

		2/11	
5	金錢 仕拂高	金 1 25	
"	本月分家賃未納	振 15 -	受 16 25

未拂金 (8)

		2/11	
5	營業費 本月分家賃未納	振 15 -	渡 15 -

組織篇 分合日記ノ組織



## 第四節 分合日記ノ得失

分合日記ノ  
應用

前に述べたる如く分合日記の組織は、普通一般に採用し得べき現金及び振替の両日記帳を以てするあり、また本店より商品の供給を受くる小賣部の如きは、賣上及び金銭出入帳を以て、若くは之れに添ゆるに増補日記帳を以てするあり、また普通の卸賣商なれば、仕入帳、賣上帳、金銭出入帳を以て、若くは之れに添ゆるに増補日記帳を以てするあり、更に他の業務に就て之れを云へば、銀行業の如きは日記帳、日締帳等を以て分合日記を組織せるは世人のよく知る所なり。

卸賣問屋ノ  
分合日記帳

規模の大なる營業に在ては、此分合日記の外に種々の補助帳簿を用ふ、故にこれら補助帳簿の用法如何によりて、此分合日記となるべき帳簿の形式にまた多少の差異なかるべからず、例へば卸賣問屋の如くに其買入先と賣渡先の方面を異にし、且つ其賣買に關する一般傾向を審にせんとする者は、人名別にしたる仕入臺帳及び賣上臺帳を備へて、其賣掛金高を知ると

同時に、各自に對する取引高を知るの必要あり、故に此場合に於ては金銭出入帳及び振替日記帳の金銭欄は、之れを買入元帳、賣上元帳、及び諸口として、一切の取引に此兩帳簿に網羅せしめ、賣上帳及び仕入帳は之れを備ふるも、單に補助帳簿として使用するも可なり、而て賣買先との取引高を知る爲めには、人名を媒介勘定として一と先づ掛勘定に取扱ひ、すべての賣買は必ず此人名勘定を経由せしむるを可とす。

委託販賣問  
屋ノ分合日  
記組織

また委託販賣を引受くる問屋の如きは、便宜仕入帳、賣上帳、委託品元帳、金銭出入帳を以て、若くは之に加ふるに増補日記帳を以て分合日記を組織し、其金銭内譯欄は仕入及び賣上帳は金銭と諸口、委託品元帳また金銭と諸口、金銭出入帳は商品、委託品、諸口に分ちて、各専門帳簿より元帳へ轉寫するも可なり、要は唯營業の組織如何により、其會計に適應したる帳簿組織と帳簿形式を考案するに在りとす。

而て分合日記の組織に於て、元帳轉寫の重複を避くるに用ふる第一法即ち媒介勘定對照法は、常に元帳轉寫の重複を避くるのみならず、之れを第

元帳轉寫ノ  
重複ヲ避ク  
ル法ノ得失



二即ち各専門帳簿より轉寫する方法に比すれば、取引金額を分割せざるの便利あり、譬へば茲に商品と他人の委託販賣品とを賣渡して、一枚の約手を代金として受取りたるとせんか、若し第二法により手形帳なるものを主要帳簿とせざる時は、受取口手形は賣上帳と委託品元帳に其金額を分割して記入せざるべからず、然る時は一枚の手形が其金額二つに分れ、恰も二枚の約束手形を受取りたる姿となるべし、然るに此取引を第一法により記帳する時は、商品及び委託品の兩者は相手方の人名へ掛賣とし、更に其代金を約手にて受取りたる如くするもの故に、受取口手形の金額は分割せられずして、明白に其取引を認むるを得べし。

然れども第一法の媒介勘定對消法は、其媒介が金錢たるご人名たるごを問はず、此媒介勘定によりて取引の實際を隠滅せしむる嫌ひあり、且つ此媒介勘定によりて記入の手数を増さしむること多きが故に、簿記本來の目的より云へば第二法を採用するに若かず、若しそれ取引金額の分割に至りては、之れに添ゆるに單純なる記事を以て説明すべし、然れども分合日記

記帳ノ勞力  
ト時間ニ就

の組織を用ひ、元帳轉寫の重複を避くるに就ては、實際未だ研究すべき余地ありとす。

分合日記の組織は、記帳の時間と勞力とを省略して、便利は即ち便利なりと、金錢出入、仕入、賣上等の諸帳簿を主要帳簿とする時は、元帳を擔任する者、一々各係りに就て其轉寫をなすか、若くは毎日の事務終りたる後、其係りは其主要帳簿を元帳方に持參する等の煩勞あり、且つ其元帳轉寫は動もすれば單に數字の排列に傾きて一種の差引勘定帳となり、其實際を考ふる時は世人の稱するが如く、完全にして而も便利なる方法にはあらざるなり。

日記帳ノ省

若し單に記帳の勞力と時間とを節約する點より云へば、寧ろ傳票を以て日記帳に代へ日記帳を省略するにしかず、若し傳票を普通の仕譯によりて作成し、之れを日々若くは月々一括して綴込みとせば、之れに勝れる有力なる歴史なく、之れに勝れる確實なる轉寫材料なかるべし、而も之れが爲めに日記帳の記帳を省略し、直にカード整理の方法により元帳へ轉寫する



總括中心ノ  
隠滅

時は、また之れに勝れる簡便方法なしと云ふも可なり。

時代の漸く進み營業の組織複雑を加ふるに及び、粗放的の單式は集中的の複式となり、更に補助帳簿を備へて主要帳簿を補なひ、一轉して補助帳簿を主要帳簿に替へ元帳と直接關係を有せしむるに至りたるは、帳簿の性質を審かにしたる簿記の進歩なりと雖も、徒らに複雑なる組織を誇りて記帳を茫漠たらしめ、總括の中心を隠滅せしむるが如き觀を呈するに至りたるは、大に戒心すべきことなり。

分合日記ノ  
適用ニ就テ

分合日記の組織は動もすれば其記事を茫漠たらしむる虞れあり、故に此組織を採用せんとする者は特に注意して、此組織の効果を實際に確實ならしむべし、世人の多くは分合日記を以て大規模の營業に適當なる組織の如く考ふが如しと雖も、若し金錢、仕入、賣上の諸帳簿を各係りに任せず、計算方に於て之れを分合日記として一切の日記をなし、之れが計算尻を元帳に轉寫する場合を見る時は、却て普通の營業に用ひて其効果著しきを認む、簿記に従事する者またこれらの實際を注意すべし。

## 第一節 單式ノ研究

### 第八章 單式簿記

良法ハ必ず  
アラズ

簿記を説く者常に所謂複式の完全を唱ふ、然り複式は比較的完全にして良法なりと雖も、良法は必ずしも便法にあらず、數百の商業學校數千の簿記學校は盛んに簿記の教授をなすも、多くは銀行會社若くは大規模の商店工場に適用すべき雛形を示めし、未だ今日多數の個人商店に於ける現土の帳合法を改良せしむる便法を説く者少なし。故にこれら個人商店の多くは若し其店に簿記の方法を採用せんとせば、別に帳簿方を雇入れざるべからず、而も其帳簿方の給料は在來の店員に比すれば比較的高給なり、また帳簿一式を複式簿記風にすれば、帳簿代其他の費用増加すべし、尙ほ以上の困難は之れを忍ぶとするも、己れ自身に其素養なきが故に、簿記組織の會計を監督する能はずとし、其帳簿の改良に躊躇するが如し、



果して然らば是れ簿記の性質を審にせざるより來りたる杞憂なり、それ簿記とは文字こそ異なれ一種の帳合法に外ならず、今日世人が唱ふる複式簿記も、其始めは我國在來の帳合法の如く不完全なる帳簿を、時代の要求により研究して合理的の單式とし、更に進んで秩序的の複式となしたるもの故に、少しく簿記上の智識を得ば、これら帳合法、單式、複式が各自、其必要に迫まられて出で、またこれら實際の適用の案外に容易なるを見出すべし。

## 帳簿ノ改良

我國在來の帳合法は、己に地方の商家に於ても不適當の點多きを認むるに至れり、故に多くの商人は實際の必要より、帳面をや、簿記風に模したる改良帳簿なるものを作りて、たしかに一步を進めたるが如きも、これ等に外觀上の改良にして、未だ精神的の改造にあらず、若し此改良帳簿なるものに就き一層の研究をなし、更に其帳合を刷新して合理的となせば、普通の商家は之れに據りて優に其會計を明確に整理し得べし。

我國在來の記帳は一と打ち書きにて、一見明瞭を欠くと雖も、其帳合に

在來ノ帳合  
法ト單式

は出入の文字を用ひて金錢物品の出入を區別し、各種の取引を記入するにそれぞれ帳簿を用ひて、所謂單式簿記なるものと其仕組を同じうす、唯其異なる所は我は一ち打ち書きなるも彼は罫線を應用して記録を明白ならしめ、我は損益の概算を以て満足するも彼は資産負債平均の理によりて損益を確實に計算す、故に若し在來の帳簿を改良して、損益の計算を合理的ならしむるを得ば、即ち單式簿記となりて會計を整理し得べし。

## 單式ノ便法

然れば營業組織の單純なる普通の商家は、此方法によりて其帳合法を改良し得べし、單式簿記は之れを複式に比すれば短所ありと雖も、普通商人が其帳簿を改良せんとするに當りては、最も容易に實行し易き實際の便法なりとす、若し普通の商家が此便法によるとせば、萬事在來の帳簿を基礎として考ふがる故に、別に簿記方を雇入るを要せず、在來の帳簿方に少しく帳合の振合ひを説けば則ち可なり、而て其帳簿の如きは之れを店頭の裝飾品とせば兎に角、然らざれば在來の帳簿を少しく改良製本せば即ち足ると云ふを得べし。



單式ノ研究

茲に此章單式簿記を説明する所以は、我國在來の帳合法は其組織幼稚なれども、自然に法則を備へて世人の唱ふるが如く全く不規則にあらざるを知り、之れと同時に其帳面の不備を認めて之れを改良し、其帳合ひを刷新して普通商家に適應する簿記法を會得せしむと雖も、また之れによりて在來帳合法と單式簿記の仕組を對照し、更に進んで單式簿記は即ち複式の前身なり、複式を正式の記帳法とすれば、單式は同一理に出でたる略式記帳法なることを、實際に就て知らしめんとするものなり。

便法ノ適用

若しこれ便法を實際の會計に應用して、其營業の帳簿を組織せんとするものは、其營業の性質範圍を曉どり、在來の慣例を研究して取るべきは之れを取り、店内の事情を審かにして漫りに他店の帳簿形式を摸倣するなく、帳簿は書くを以て本來とせず見る爲めに記入するものなりとの意味を解して、其帳簿の仕組を考ふべし、而て帳簿の改正はたとへ完全のものにても、之れに習熟する迄は多少の不便を感ずるものゆへ、深く研究せずして徒らに新法を批判するが如きは、大に取らざる所なりとす。

## 第二節 在來ノ帳合法

在來ノ帳面

在來の帳面即ち帳簿は、概ね美濃細川端切らず等の帳面紙を、二ツ折細長又は四ツ折方形として編綴し、當座帳の如きは往々古帳面を裏返へして之れに充て、其綴ち方もまた極めて粗末なるもの多けれど、其多くは大切に保管されたるが如し、而て帳面記載の体裁は、國々家々によりて流義を異にし、また各商一樣ならざれども、之れを通覽するに同業者間には其体裁自ら相似たるものゝ如し。

帳面ノ記載

帳面の記載は所謂一ち打ち書きにて、數字金額は普通の文字にて筆太きに認むるを普通とす、而て金銭物品の出入に用ふる文字の用法は一定し、自店に入りたるものを以て入とし、自店より出でたるものを以て出とし、此己れより見たる出と入とを以て、金銭出入帳大福帳等の帳合ひし、其出入の文字は概ね金額の上に冠して區別すれど、また家々により多少其趣きを異にし、或は金額の下に認むる處もあり、或は一般に出の文字は之れを



在來帳面ノ  
欠點

略し、入の場合にのみ入の文字を附する處もあり。

故に在來の帳簿は不規則の裡に自然規則あれど、一般に其帳面は狭少にして記事を充分ならしむる能はず、また字体一般に粗大にして且つ明瞭を欠く所多く、數字に文字を用ふる故計算に不便を與へ、出入交せ書き故に計算及び引合せに不便なり、尙ほ記入の配置も一定せずして搜索引合せに不便を感せしむること多し、故に此等の欠點を補はんが爲めに、所謂簿記風を摸倣し罫紙を用ひて改良帳簿なるものを作ると雖も、未だ外觀の改良のみにて、會計帳簿としての精神を取りたるものにあらず。

必要帳簿

然れど今試に我國商家に於て在來用ふる帳簿を見るに、業務の種類及び範圍によりて要する所の種類一様ならず、又家々國々の慣例によりて其名づくる所の帳名も一定せずと雖も、各地に用ゐらるる帳簿は概ね一定せるもの、如し、例へば東京にて用ひらるる、<sup>主</sup>重なる帳簿を云へば、仕入帳、水揚帳、仕切帳、藏入帳、金錢出入帳、當座帳、大福帳等にて、大阪にて用ひらるる、<sup>重なる</sup>帳簿を擧ぐれば、買帳、注文帳、賣帳、金錢出入帳、大福

帳等にて、其他日本各地の商業都會に就て之れを見るも、品物の買入を記入する帳簿、品物の賣上を記入する帳簿、品物の出入を記入する帳簿、金錢の出入を記入する帳簿、賣掛金を記入する帳簿は、商家一般に必要とするものなり。

帳合ノ改良

故に我國在來の帳合法はすべての點に於て大に單式簿記に類似す、否單式も其以前には我國在來の帳合法の如き時代あり、即ち我國在來の帳合法は單式簿記の前身なるが故に、其仕組方法の類似せるは當然なり、然れば此不完全なる帳面に一層の改良を加へ、記事を區劃するに罫線を適用し、帳面に用ふる數字はアラビア式に記載し、記帳文字の配置等も充分見易き様にし、之れと同時に帳主の意味を正確にして店方と奥向きとの區別を明かにし、出入の文字を一層明確にして單式に用ふる借貸と同様にし、資産負債の性質を明かにして、記帳及び結算に一定の法式を得ば、即ち完全なる單式簿記となり、計算を確實に勘定を明瞭ならしむるを得ん。



## 第三節 單式簿記法

單式ノ帳簿

單式簿記は、其業務の性質取引の大小により種々の帳簿を備へ、各自類別に記入するものにて、若し商家なれば金銭出入を記入するに金銭出入帳を、商品の買入を記入するに仕入帳を、商品の賣上を記入するに賣上帳を備へ、取引先との貸借を明かにするには大帳を以てす、而て取引のや、繁劇なる處に於ては、各取引を直に所定の帳簿を記入するに先ち、一種の覺帳を備へ取引の起りたる度毎に記入して備忘録とし、また取引先との貸借を帳するに先ち、其貸借を仕譯け大帳へ記入する階梯として仕譯帳なるものを用ふるも便なり。

當座帳

各取引を所定の帳簿へ記入するに先ち、備忘の爲め記入する帳簿を茲に當座帳と名づく、此當座帳は業務を執る傍ら記入するものなれば、其体裁等に充分注意する暇なきが故に、確實を旨とし新らしき記憶の裡に記帳すべし、當座帳は其店全体の歴史となるべきもの故一冊を便とすれど、取引の繁忙なる所にては便宜二冊を備ふるも可なり、また仕入賣捌等の各係りに各一冊を備ふるも可なり、また賣買の盛なる商店に於ては、賣買に關する當座帳を市内と地方に大別するも可なり、更に國別若くは品別によるも可なり、之れに反し取引少なき商店に於ては此當座帳を用ひず、取引は直ちに各専門の帳簿へ記入す。

當座帳ノ形式

當座帳の形式は可成的簡便なるを要す、商店の仕組によりては子僧も記入し、手代も之れが記入をなし、字体區々となり大に見苦しくなるものなれば、此邊に注意し半紙判罫紙十行位のものを用ひて帳簿を作るべし、而て此當座帳は恰も會社等に用ふる傳票の如く使用せらる場合多し、例へば大商店に於て賣場々々に一冊づゝの當座帳を備ふる場合に、賣捌の都度其當座帳は常に帳場への通知簿となり、帳場に於て其帳合ひをなせば、引合印を捺して賣場へ戻す等は往々見る所なり。

諸帳簿ニ就テ

金銭出入帳、仕入帳、賣上帳、及び品々出入帳等に關する説明、並に之れが記入に關する事項は、前既に複式簿記法に於て屢々記述したるものと



略ぼ同じく、また次節に掲ぐる記帳を見ても、之れを推知する難からざれば、茲に略して贅せず。

## 仕譯帳

大帳へ記入の準備にする仕譯帳は、日々の取引中より取引先等人名に係る借貸を仕譯け、且つ其由て來る事柄の大要を附記して、大帳へ轉寫する楷梯となすものなり、故に差し日々の取引中人名に關するものを直ちに仕譯けて、大帳へ記入する場合に於ては、此仕譯帳を備ふるに及ばず、而て茲に云ふ仕譯とは取引先等に對する借貸の仕譯にて、其借貸と云ふは人に關する科目の借貸なるが故に、在來云ふ借貸よりは其意味廣く、複式簿記に所謂受渡よりは其範圍狭きこと、既に新簿記法理法の研究に於ても説明したる如し。

## 大福帳ト大帳

大帳は右に述べたる仕譯帳の仕譯に従ひ、一人毎に口座を設けて其借貸を轉寫し、すべて人名に關する勘定を一目せしむるものなり、故に此帳簿は複式簿記に於ける元帳科目中人に關する科目を以て成るものにして、即ち人名勘定の臺帳なり、然れど之れを在來の帳合法に用ふる大福帳と比較

すれば、大福帳は單に賣掛金の勘定を人名別に計理し、單式の大帳は賣掛金及び我店の借金となるべきものも貸主の人名別に計理す、即ち前者は我が貸金を主として勘定するも、後者は我が借金も貸金と共に併せて一目せしむるもの故に、單式の大帳は其記帳の範圍、在來の大福帳よりもそれ大なりとす。

## 大帳ノ記入

單式簿記に於ける大帳の科目は、何れも其口座より見たる借と貸とを以て記入され、其殘高借にあれば其人の借にして我が資産となり、殘高貸にあれば其人の貸にして我が負債となること、すべて複式簿記に於ける人名勘定の借貸に同じ、また仕譯帳より大帳への轉寫手續きは、複式簿記に於ける日記帳より元帳へ轉寫する手續きのそれに準じて考ふれば、容易に理會し得らるゝが故に、茲に其説明を略す。また仕譯帳より大帳への轉寫正否を檢算するには、複式簿記に於ける日記帳より元帳への轉寫正否を試算表作成と同様の方法あれど、これまた既に其理由と其方法を審かにするが故に、茲に之れを略して更に説明を加へず。



以上は單式簿記に於ける記入法と試算法の主要なり、依てこれより單式簿記法の結算に就て述べん、在來の帳合方法は家事經濟と資本經濟との區別判然せざる故に、往々商品を家内用に充つるも別に之れが勘定を區別すること少なし、故に營業損益の結算も至つて粗雑にして、其多くは賣買の損益に營業費を加減したる其得數を以て、之れを營業上の損益とし、其損益計算は實に概算にして決して精密なる勘定にあらざるなり。

營業の損益は凡ての利益より凡ての損失を差引きて之れを得べく、また資産と負債との差引によりて純身代を認め、之れを當初の身代と比較して純損益を認め得べき理由は、別巻理法の研究に於て之れを詳説したるが故に、既に充分理會したる所なるべし、單式簿記法に於て營業の純損益を認むるは、概ね資産と負債との差引勘定によりて之れを算出すと雖も、若し精確に之れを知らんと欲せば、先づ營業より生じたるすべての損失と利益とを差引して純損益を認め、次に資産を負債との差引勘定によりて得たる純損益と相對照せしめ、此兩者の符合によりて營業の純損益を確實ならし

むるを安全なる計算法とす。

故に單式簿記により帳簿を結算せんと欲せば、すべての資産と負債とを一々實地に就て調査して、帳簿尻と符合するや否や、また既に帳面上に表はれ居るや否やを檢すべし、之れが爲めに資産負債取調書即ち財産取調書なるものを作成して、帳簿上の金額と實地の有様とを明瞭ならしむるを要す、若し此突合せにして相違あるときは、其理由を備考に附記し、其差點を正當に認むる時はそれその帳簿に追加記入すべし、例へば現金に不足あれば金錢出入帳に其不足額を記入し、賣掛に貸倒れあれば仕譯帳を経て大帳へ其金額を轉記し、物品の減損及び減價は右に準じてそれその帳簿へ記入すべし、而て結算の後其營業の純損益を次期へ繰越すものは、仕譯帳を経て大帳の資本勘定へ轉寫すべし。

右財産取調書を作成したる時、其資産負債の差引によりて得たる營業の純損益を確むる爲めには、別に損益取調書なるものを他の材料によりて作成するを安全とす、即ち此損益取調書は其材料を全く財産取調書と異にし



て、すべて營業の損失と利益とになるものより其帳尻と實際を蒐め來り、其差引勘定によりて營業の純損益を算出するものとす、而てこれら財産取調書及び損益取調書に關する理由は、また別巻理法の研究に詳しければ茲に之れを略す。

單式ト複式

單式簿記法は之れを要するに複式簿記法の略式なり、即ち複式に於てはすべての資産負債損失利益に屬する計算を、唯一の元帳に蒐めて勘定するも、單式は之れを略して其委細を各自の帳簿に譲り、結算に際して一切の棚卸總勘定を財産取調書によりてなすものなり、故に單式に關する理法は之れを複式のそれに就て研究せば、明瞭に理會するを得べし、また單式に關する記帳も之れを複式のそれに準じて考ふれば、遺憾なく了會するを得べし。

第四節 記帳

當座帳

(1) 當座帳

大正二年六月一日		
レ	山田銀行當座預金ニテ元入	3000
	五日	
レ	兵庫屋ヨリ掛ニテ買入ル さくらビール 50箱 @ 8.50	425
	十五日	
レ	明治松兵衛へ掛賣ス さくらビール 20箱 @ 8.90	178
	廿五日	
レ	岡山商店へ現金ニテ賣渡ス さくらビール 15箱 @ 8.90	133
	三十日	
レ	本月分營業諸費現金仕拂高	15

(注意) 山田銀行當座預金ハ  
山田銀行勘定ニテ計理スベシ



(1) 金錢出入帳

		大正二年六月			
	25	商品代	岡山商店ヨリ	133	50
	30	營業諸費	現金仕拂高		15 —
*	30	繰越	七月へ		118 50
				133	50
				133	50
		七 月			
	1	繰越	六月ヨリ	118	50
	15	掛賣代金	明石松兵衛ヨリ	178	—
	25	掛買代金	兵庫屋へ内拂		200 —
	30	營業諸費	現金仕拂高		85 —
				296	50
				285	—
*	30	繰越	八月へ		11 50
				296	50
				296	50
		八 月			
		繰越	七月ヨリ	11	50

組織篇  
單式簿記

當 座 帳 (2)

		大正二年七月七日			
レ		日本麥酒會社ヨリ掛買			
		さくらビール	300 箱 @ 8.20	2460.—	
		日ノ出ビール	100 " @ 8.—	800.—	
				3260	—
		十 日			
レ		博多瀧玉島武雄へ八月三十日拂約手ニテ			
		さくらビール	300 箱 @ 8.80	2640	—
		十五 日			
レ		明石松兵衛ヨリ賣掛代金ヲ現金ニテ受入		178	—
		廿五 日			
レ		兵庫屋へ掛買代金ノ内現金ニテ仕拂フ		200	—
		三十 日			
レ		本月分營業費現金仕拂高		85	—

組織篇  
單式簿記

(注意) 十日ノ取引ハ受取口手形ニテノ賣渡  
ナレド便宜玉島ノ勘定ニテ計理スベシ



賣上帳

(1) 賣上帳

大正二年六月				
15	明石松兵衛へ 掛ニテ			
	さくらビール 20箱 @ 8.90	178	—	
25	岡山商店へ 現金ニテ			
	さくらビール 15箱 @ 8.80	133	50	
		311	50	
七月				
10	博多玉島武雄へ八月卅日拂約手ニテ			
	さくらビール 300箱 @ 8.80	2640	—	

組織篇 單式簿記

仕入帳

仕入帳 (1)

大正二年六月				
5	兵庫屋ヨリ 掛ニテ			
	さくらビール 50箱 @ 8.50			425 —
七月				
7	日本麥酒會社ヨリ 掛ニテ			
	さくらビール 300箱 @ 8.20	2460	—	
	日ノ出ビール 100 " @ 8.00	800	—	3260 —

組織篇 單式簿記